

季刊

労働総研

クオータリー

2002年秋季号

No.48

現代投機社会の蹉跌

今宮 謙二

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

島崎 晴哉

全労連運動の新たな「三つの機軸」

坂内 三夫

特集 日本の技術・職業教育と職業訓練

日本における職業訓練の性格変容とその本質

山崎 昌甫

経済戦略と人材育成

竹内 真一

高校における職業教育の現状と課題

林 萬太郎

国際・国内動向

健康増進法とWHO路線の矮小化

日野 秀逸

ブッシュの戦争と米国の労働組合

岡田 則男

書評

相澤與一編・労働総研監修

西岡 幸泰

『社会保障構造改革——今こそ生存権保障を』

戸木田嘉久

労働総研編・大木一訓監修『日本経済の変容と「構造改革」

——労働運動からの分析と提言』

新刊紹介

田沼祥子・田辺順一著『いのち抱きしめて』

上田 誠吉

脇田滋著『派遣・契約社員 働き方のルール』

内山 昂

福島久一編『中小企業政策の国際比較』

大林 弘道

藤本武先生を偲んで

近松 順一

自治体研究社

地方自治・未来への選択

平成市町村合併と「地方構造改革」のなかで

加茂利男著 A5判 本体 952円

構造改革の地方制度版「片山プラン」は自治体をどこに導くか。

「合併したら今の交付税額が保障される」という地方交付税をめぐる誤解等を明かにし、もう一つの市町村制度のあり方を展望する。

《地域と自治体シリーズ》 第27集

地方交付税の改革課題

重森 晓・関野満夫・川瀬憲子著 A5判 本体 1700円

地方自治体にとって、財源保障のかなめである地方交付税がゆれている。そこで、その基礎知識から構造的問題、そして改革のほこ先までを、3人の専門家が掘り下げる。

「電子自治体」が暮らしと自治をこう変える

住基ネットとICカード、電子申請の何が問題か

黒田 充著 A5判 本体 1700円

各地の自治体から疑問の声が上がるなか、8月からすべての国民に11ケタの背番号が付く「住民票コード」がスタート。住民情報が全国的にネット化される社会の到来で、個人情報や自治体の仕事はどう変化するのか。電子社会を見据え、電子自治体に警鐘をならす。

小さくても元気な自治体 一強制合併を超える「もう一つの道」一

保母武彦監修・自治労連政策運動局編 A5判 本体 1200円

政府は、小規模自治体をなくそうと、新しい法整備も含めた再編準備を始めつつある。その流れに組みせず、単独で市町村を維持する方策を探る。

検証・市町村合併 一合併で明日は見えるか一

重森 晓・関西地域問題研究会編著 A5判 本体 1905円

合併先進モデルといわれる篠山（兵庫）・政令市化めざす堺（大阪）、独自のまちづくりに取り組んできた南部川と太地（和歌山）・美山（京都）などの検証を通じ、合併で地域の明日がひらけるかを考える。

自立をめざす村 一1人ひとりが輝く暮らしへの提案一（長野県栄村）

高橋彦芳（村長）・岡田知弘著 A5判 本体 1100円

田の構造改善や除雪、道路づくりに独特の手法を編み出した栄村は、いま合併浄化槽の普及や観光事業でお金が村の中を還流するシステムを整備している。人口2600人の村が自立するための営み。

市場化と保育所の未来 一保育制度改革どこが問題か一

保育行財政研究会編著 A5判 本体 1800円

公的保育制度を解体し、市場化を進める政府の保育制度改革。市場化の本質的問題点を明示し、民営化・民間委託でのコスト削減が自治体の負担減に直結しない事実を解説。今後の保育所と保育運動に求められるものとは。

→→→→→→→→ 自治体研究社 ←←←←←←←←

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

労働総研クオータリー

第48号（2002年秋季号）



―― 目 次 ――

● 現代投機社会の蹉跌	今宮 謙二	2
● 対立色を強めたドイツ2002年協約運動	島崎 晴哉	9
● 全労連運動の新たな「三つの機軸」	坂内 三夫	17
特 集・日本の技術・職業教育と職業訓練		
■ 日本における職業訓練の性格変容とその本質	山崎 昌甫	22
■ 経済戦略と人材育成	竹内 真一	28
■ 高校における職業教育の現状と課題	林 萬太郎	34
国際・国内動向		
■ 健康増進法とWHO路線の矮小化	日野 秀逸	39
■ ブッシュの戦争と米国の労働組合	岡田 則男	42
書 評・相澤與一編・労働総研監修『社会保障構造改革——今こそ生存権保障を』 西岡 幸泰 44		
● 労働総研編・大木一訓監修『日本経済の変容と「構造改革」		
——労働運動からの分析と提言』	戸木田嘉久	46
新刊紹介・田沼祥子・田辺順一著『いのち抱きしめて』 上田 誠吉 49		
● 脇田 滋著『派遣・契約社員 働き方のルール』 内山 昂		
● 福島久一編『中小企業政策の国際比較』 大林 弘道		
● 藤本武先生を偲んで	近松 順一	52

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

現代投機社会の蹉跌

—アメリカの経済スキャンダル・株価暴落によせて—

今宮 謙二

はじめに

ニューヨーク株式市場ダウ工業株30種平均の終り値が、7月23日7702ドルに落ち込み、1998年10月以来の最安値をつけた。2000年1月の最高値11,722ドルと比べると実に33%の暴落である。アメリカでの株価暴落の影響は世界に広まり、ヨーロッパ株式市場も7月24日にはいっせいに下落し、もっとも代表的なイギリスFTSE100種総合株価指数は、一時的に約6年ぶりに3700台を割り込んだ。アジア株式市場も同じく24日には急落しており、ホンコンのハンセン指数は9ヵ月ぶりに1万の大台を割った。その後、ニューヨーク株式市場は持ち直している

図表1



が、9月になると再び下落するなど、市場の不安は依然として続いている。ニューヨーク証券取引所では信用売り残高が過去最高にふくらむ(8月15日時点の売り残高80億7900万株)など株式市場混乱の状況は今後ともつづくとみられている。7月24日ニューヨーク株式市場が前日比488ドルの上昇(過去2番目の上昇率)29日には前日比447ドル上昇するなど、きわめて荒っぽい動きを示すなどの傾向はつづき、アメリカの市場関係者の多くは、まだ底値圏に達していないとみている。しかし、7月以降のニューヨーク株式市場の暴落は、これまでと違ったおおきな問題を背景としている。一言でいえば、アメリカ型資本主義そのものが問われているといつてよい。この深刻な問題がどのような形であれ、解決への方向が明らかにされない限り、株式の動きは不安と混乱のまま推移するであろう。同時にいま、アメリカの株価の暴落から直ちに経済危機へと進まない一つの理由として、アメリカ経済の実体が比較的堅調である点が指摘されている。しかし、この状況がこのままつづくであろうか。まずこの点から検討してみよう。

1. アメリカ経済の最近の特徴 —1~3月期高成長の原因—

最近のアメリカ実質国内総生産の伸び率をみると、97年以降4%台を保っていたが、2001年におおきく落ち込んでいる。とくに2000年7~9月期からアメリカ経済は景気後退の局面に入っている。(図表2参照) そのなかで、今年の

図表2
アメリカ実質GDPの推移(単位%)

年・期	
1991	-0.5
1992	3.1
1993	2.7
1994	4.0
1995	2.7
1996	3.6
1997	4.4
1998	4.3
1999	4.1
2000	4.1
2001	1.2
1999/4-6	1.7
7-9	4.7
10-12	8.3
2000/1-3	2.3
4-6	5.7
7-9	1.3
10-12	1.9
2001/1-3	1.3
4-6	0.3
7-9	-1.3
10-12	1.7
2002/1-3	5.0
4-6	1.1

出所：日本銀行「主要統計ハンドブック」
2002年8月号
その他

図表3
アメリカGDP年率寄与度
(前年比：%)

	2002年
実質GDP	5.0
個人消費	2.2
耐久財	▲0.8
非耐久財	1.6
サービス	1.2
民間設備投資	▲0.7
構築物	▲0.4
機械設備及びソフトウェア	▲0.2
民間住宅投資	0.6
在庫投資	2.6
純輸出(外需)	▲0.8
輸出	0.3
輸入	▲1.1
政府支出	1.0
連邦	0.5
州・地方	0.6
国内売上(内需)	5.8
国内最終売上	3.2
最終売上	2.4

図表4 アメリカ民間設備投資の推移
(対前年・前期比：%)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年 1-3月
民間設備投資	12.2	12.5	8.2	9.9	▲3.2	▲5.8
構築物	9.1	6.8	▲2.0	6.2	0.9	▲14.2
機械設備及びソフトウェア	13.3	14.6	11.8	11.1	▲4.4	▲2.7

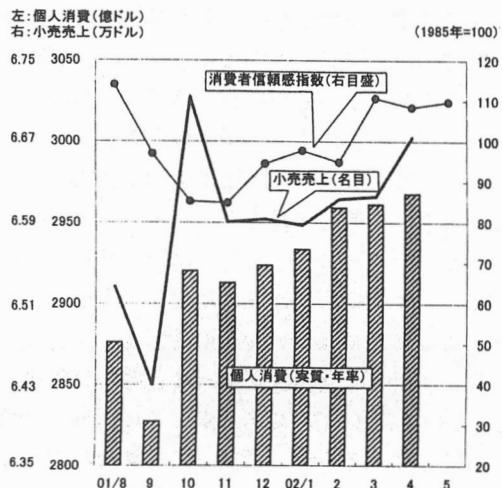
図表3・4出所：内閣府「海外経済データ」2002年8月号

1～3月期の大幅な伸び率の上昇をどうみるかが、今後の景気動向をみるうえで、大きなポイントになるであろう。1～3月期の高成長最大の原因は民間在庫投資であり、これだけで成長率を2.6%も押しあげている。次は個人消費が2.2%、政府支出1.0%、民間住宅投資0.6%となっている(図表3参照)。一方ここでの問題は民間設備投資の落ち込みである。民間設備投資の対前期比および対前年比は図表4の示すように2001年にはマイナスとなり、今年になってもこの傾向はつづいている。

以上のように1～3月期の予想以上の高成長

には実に多くの問題点を含んでいる。この高成長によってアメリカの不況は克服され、世界経済の失速は回避できたとの楽観論が広まりはじめたが、これは事実上誤りであるとみてよい。4～6月期の成長率が1.1%に落ち込んだのがそのあらわれであり、何よりも6月以降ニューヨーク株式相場の急落が証明している。では1～3月期高成長の原因は何か。それを明らかにすれば、問題点も自ら浮かびあがってくるであろう。

図表5 アメリカの個人消費動向



アメリカ商務省、コンファレンスボード
出所：内閣府「海外経済データ」2002年6月号

第一は個人消費好調の問題である(図表5参照)。ただし2月以降は高い消費水準のもとでほとんど伸び率は低迷しているのが特徴的である。例えば年間での個人消費伸び率をみると、1999年5%、2000年4.8%であるが、2001年3.1%となり、今年になっても3%台にとどまっている。このように個人消費の伸び率は最近低迷はじめてきているが、なぜこれまで高水準を保っているのか。その原因は以下の点が考えられる。一つは低金利である。2001年にアメリカは大幅に金利を引下げ、2000年末6%であった公定歩合が2001年12月には1.25%まで引下げられた。この低金利の結果アメリカでは住宅ブームが盛り上がった。低金利により持ち家の購入意欲を刺激したわけである。住宅着工件数も2001年は

現代投機社会の蹉跌

160万戸とふえ、98年以降の150万戸を大きく上回っている。

それとともに住宅価格も上昇しており、ニューヨーク郊外の住宅価格は毎年10%以上の値上がりをしている。同時にこのような値上がりに乗じて投資対象としての購入も増加している。住宅を保有したまま「ホーム・エクイティ・ローン」が流行し、上昇する住宅資産価格から住宅ローン残高の差額を担保として借入れし、それを消費や投資などにあてるというのである。低金利は住宅のみではなく、自動車購入にも向けられている。アメリカでは新車販売目標が年間1500万台になるかどうかが、業績の一つの目安であり、90年代後半はほぼこの水準をこえていたが、2000年7～9月期以降の不況によって、今年はこの目標が困難とみられていた。しかし、自動車メーカーのゼロもしくは低金利販売の効果があがり、新車の販売は増加し、今年は1600万台になるのではないかとの予想もでている。

以上のように低金利によって住宅、自動車などの個人消費は堅調であるが、この傾向が今後とも続くであろうか。現在、この傾向に対して限界が出始めている。住宅着工件数は今年2月をピークにその後は減少している。住宅価格上昇がとまれば、住宅ローンも減少する。しかも、すでに住宅価格は個人所得と比べて高くなりすぎており、住宅販売・購買に安いなローンを実行していた金融機関のあり方とともに、「住宅ブーム」現象は終わりに近づきつつあるとみてよいだろう。「住宅バブル」崩壊の意義は非常に大きいとC・キンドルバーガーは指摘している（「日本経済新聞」02年8月10日夕刊）。確かに00年、01年を通じて家計保有の株式関連資産は約4.7兆ドル減価したが、ホームエクイティは逆に1.2兆ドル増加している。住宅保有は株式保有よりもより広い国民層に関係している以上、（個人の所有率は約70%）この「住宅バブル」崩壊となれば、国民の消費水準の大幅低下は必至である。自動車にも同じような問題がある。ゼロ金

利ローンで自動車販売は増加したが、今年になつて伸び率は減少している。5月は前期比10%近く落ち込み、6月には若干回復し8月も前月比13%増となり、販売台数は8月現在昨年水準を上回っているが、この増加はゼロ金利の拡大による一時的なものとの見方が広まっている。

1～3月期成長率高水準の二つめの問題は在庫投資にかかる。高水準に最大の寄与をしたのが在庫投資であるが、これは前期（2001年10～12月期）に過去最大の減少幅（前期比1200億ドル減）の埋め合わせをしただけである。この大幅な在庫減の最大の理由はアフガニスタン戦争によるものであった。この意味でアフガン侵略はアメリカ経済を一時的に支えたといつてもよい。

三つめの問題は国防関連による連邦政府支出が大幅にふえた点である。1～3月期は11.4%増となり、1967年1～3月期以来の大幅増となった。国防支出だけをみると、19.6%増であり、この増加率は湾岸戦争を上回り、ベトナム戦争以来の高水準となっている。この国防支出は一時的でなく、国防予算が今後は大幅にふえる見込みで、そのため黒字となったアメリカ財政は大幅な赤字に転化はじめている。「国防バブル」といわれるほどである。8月9日アメリカ議会予算局（CBO）の発表によると2002年会計年度（2001年10月から02年9月）の財政赤字は1570億ドルにふくらむという（「日本経済新聞」2002年8月10日夕刊）。03年会計年度（02年10月～03年9月）の国防予算は、3790億ドルと前年度比15%増加の見込みである。この増加率は過去20年間で最高である。ブッシュ政権のもとで強力な「産軍複合体」の復活と称されるのも当然である。この軍需ブームの分野は情報解析、デジタル信号処理、バイオ、通信などの新興産業のみならず、大手軍需産業（ロッキード・マーチン、ボーイング、ノースロップ・グラマンなど）にもおよんでいる。株価暴落のなかでも防衛関連企業は活発な資金調達をおこない、

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

業績をあげている。例えばノースロップ・グラマンの第2四半期の売上高は20%増の44億ドルとなり、利益も前期1.3億ドルから1.8億ドルに上がっている(「週刊東洋経済」2002年8月3日号)。アメリカの新しい核戦略展開のもと軍需産業の拡大はいっそう進み、2000年ITバブル崩壊以後の軍需バブルを期待したとしても、その永続性のない点が今後の問題であろう。アフガンの軍事行動で2万発使われた精密誘導兵器は電子部品そのものであり、半導体の在庫整理を通じて成長率に寄与したのは当然であるが(「日経金融新聞」02年3月28日)、これは一時的であり逆に財政危機を深め、アメリカ経済全体にはマイナスの影響をあたえるであろう。

2. エンロン、ワールドコムの破綻

ニューヨーク株式市場暴落が現在危機的状況になっていない最大の理由は、実体経済が比較的順調であることにもとづいているが、指摘してきたように、その中身は非常にもろく、景気悪化が進むと株式暴落、ドル暴落などを通じてアメリカのみならず、世界経済全体に多くの影響をあたえるおそれがでてくる。とくに今年6月頃からの株価暴落傾向は、景気悪化と関係なく生じた点に特徴がある。その直接的キッカケとなったのは、エンロンやワールドコムなどアメリカ大企業の不正事件の発生と破綻にある。これらの動向については、まだすべてが明らかにされていないので、報道を中心にその重要点のみを概括しておこう。

エンロンは1985年天然ガスのパイプライン会社が合併して設立され、90年代のエネルギー自由化で急速に成長した企業である。このなかでデリバティブなどの投機取引で大もうけをし、さらに特定目的株式会社(SPE)を利用して粉飾決算をおこなうなどで総合エネルギー企業としてアメリカ第7位の大企業にのし上がっている。2001年7~9月期決算で10億ドルの特別損失が計上され、簿外取引での不正行為が明ら

かとなり、株価は急落し01年12月に破産した。このなかで経営最高責任者(CEO)のアンドルー・ファストウは不正に3000万ドルの利益を得たと伝えられている。同時にエンロンは政界との関係が深く、クリントン、ブッシュはエンロンに対する監督を強化せよとの専門家の意見を無視して、エンロンの不正行為を事実上黙認する立場をとった。これらの不正行為には金融関係(とくにゴールドマン・サックスやシティグループ、JPモルガン・チェース、メリルリンチ)なども絡んでいる。

図表6 アメリカ企業スキャンダル

エンロン(エネルギー販売)=簿外取引で10億㌦利益水増し。前CEOらが自社株売り抜けも<01年12月2日破産申請>
Kマート(小売りスーパー)=社内告発により、会計操作の疑いが浮上、SECが調査<02年1月22日破産申請>
グローバル・クロッシング(光通信)=売上高水増し、3年間に幹部が13億㌦超の自社株売却<同1月末破産申請>
タイコ・インターナショナル(金融など)=幹部の会社資金流用疑惑。100万㌦脱税容疑で前会長起訴<同6月3日発覚>
イムクローン・システムズ(医薬品開発)=がん治療薬承認に絡み前CEOらインサイダー取引で逮捕<同6月12日発覚>
ワールドコム(長距離通信)=01年から5四半期にわたり、通信網整備の経費を「資産」に付け替え<同6月25日発覚>
ゼロックス(事務機器)=97年から5年間で収入の前倒し計上などで64億㌦の売上高水増し<同6月28日発覚>
クエスト・コミュニケーションズ(通信大手)=売上高10億㌦超水増し。CEO引責辞任。司法省捜査<同7月4日発覚>
メルク(医薬)=99年から3年間で124億㌦売上高水増し、SECに修正報告<同7月8日発覚>

(注)企業名の後の丸カッコ内は事業内容

出所:「毎日新聞」2002年7月10日

02年7月に破産申請をおこなったアメリカ通信大手のワールドコムは、資産1040億ドルでアメリカ史上最大規模の破産である。エンロンの資産はそれに次ぐ第2位であるが、その規模は634億ドルである。ちなみにそれまで破産額の第1位だったのは、1987年のテキサコ(石油)の359億ドルであるからワールドコムの規模がいかに大きく、それだけアメリカのみならず全世界に衝撃を与えたといえよう。ワールドコムは長距離・国際電話、インターネット接続、企業向

現代投機社会の蹉跌

けデータ通信などIT革命の最先端にたつ企業であり、世界最大のインターネット基幹通信網を保有している。ワールドコムは1983年に長距離電話会社として設立され（企業名LDDS）95年にワールドコムの社名となった。その後次つぎと大手企業を買収・合併し、アメリカの長距離通信界第2位の巨大企業に成長した。創業者のバーナード・エバーズは「アメリカンドリームの体現者」と呼ばれ、小企業が大企業を吸収しつつ、成長した典型的なアメリカ企業とみられていた。そのやり方は90年代の株式市場のバブル化とM&A（企業の買収・合併）ブームを上手に利用してきたのである。例えば株高を利用して500億ドル以上の資金を創出し、それでもって約70件以上の買収をおこなってきているという。

ワールドコム破産の直接のキッカケは、6月25日に発表された38億ドルの粉飾決算（その後内部調査で約70億ドルに増加）の事実である。要するに販売管理費などの通常の費用を設備投資とみなして、利益を本来よりも5割近くかさ上げし、収益力向上の見せかけで株価吊り上げをしていたわけである。単純な粉飾決算が明らかになったのは内部からの告発であった。

以上エンロンとワールドコムの破産の実情を概括したが、共通しているのは第一に経営者のモラルの完全な欠如である。不法・不正取引、粉飾決算などをくり返しあこない、規模を大きくしてきたといえよう。しかも、これらの不正取引をしているのは、この2社だけではない。図表6の示すようにアメリカの有力企業のスキャンダルは底が知れぬ深みがある。このことは同時にアメリカ産業界の最高経営責任者の乱脈経営そのものをあらわし、それはまさに経営の私物化となり、企業への不信がいっそう広まっているといえよう。CEOの暴走は、経営に対する監視システムそのものの崩壊である。たんに企業統治へのシステムをつくるだけで、現実に機能せずCEOの横暴を許す土台がアメリカ産業界にもしみ渡っている。破綻し

たエンロンが企業統治の先進的企業として位置づけられていたのである。

第二は企業のモラル欠如、CEO（ちなみに「毎日新聞」02年8月1日のリチャード・コーベンのコラムによると最近アメリカの平均的CEOの年収は約1000万ドルといわれ、労働者の平均年収2万5000ドルの約400倍にもなるという。）の乱脈経営と結びついているのが、政界との絡み合いである。ブッシュ大統領の大企業絡みでのスキャンダルはすでに90年におきている。当時かれは石油・天然ガスのハーケン・エナージの役員であり、同社の株下落の2ヶ月前に保有株を売却し約85万ドルの利益を得ている。これはインサイダー取引としてアメリカ証券取引委員会が問題視しながらも事情もきかず調べを止めていた。当時の大統領はかれの父親であった。その後も同社から低利融資を受けて同社の株購入するなど企業内の私的流用の疑惑も明らかになっている。チェイニー副大統領も95年から5年間務めたハリバートン（石油掘削会社）会長をやめる時に退職金を大幅に増額（200万ドル）するなどの問題をおこしている。また会長時代に売上げの水増しなどの不正経理の事実が明らかとなり、市民団体から訴訟が起こされている。石油資本など大企業との密着があまりにも露骨なブッシュ政権は、それを打ち消すかのように今回の企業不正に関して7月30日に「企業改革法」（サーベンス・オクスリー法）を成立させた。同法の特徴は罰則の強化であり、書類破棄などは重罪として最長20年の禁固刑となっている。証券詐欺や決算報告虚偽なども現行の5年から20年もしくは25年になった。不正会計調査のための独立監視機関の設置も決め監視強化もうたっている。この新法は一見して監視強化には効果があるようだが、実際にそうなるかはまだはつきりとしていない。監査法人の設立も中立的な形をとっているが、実際に監視をする際に、粉飾の原因となったアメリカ会計基準の見直しがない限り、本格的なものにはならな

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

いからである。また同法での内部告発者保護に関する議論でもブッシュ政権はかなり限定したために、議会では反対している。いずれにせよ、ブッシュ政権の不正に関する素早い対応は、明らかに中間選挙対策の色合いが濃く、アメリカ世論では依然として「大統領は国民よりも大企業に目を向けていた」との見方が広まっているのは当然といえよう。(「朝日新聞」02年7月27日)

第三は今回の大企業スキャンダルは法律・会計事務所、金融機関を巻きこんだアメリカ型資本主義のあり方そのものが問われている点である。すくなくともアメリカは会計基準と会計監査が厳格であり、それをもとに企業統治がスムーズにおこなわれてきたとみられていた。そのアメリカ・スタンダードが今回のスキャンダルで蹉跌してしまったのである。

3. 投機社会の蹉跌—アメリカ型グローバリゼーションの限界—

以上のアメリカ企業のスキャンダルは、一言で言えば90年代つづいてきた投機社会の蹉跌といえよう。今後さらに発展して完全に破綻への道をたどるかどうかはまだ不透明であるが、この時点でいえるのは、少なくとも90年代のアメリカ型グローバリゼーションは大きく変わりはじめざるを得ないという点である。

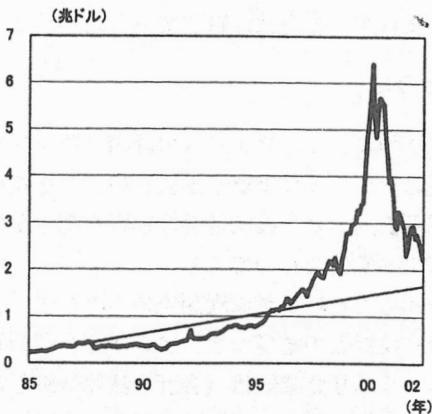
90年代のアメリカ型グローバリゼーションとは投機社会の展開そのものである。この構造を支えていた要因をあげれば次のとおりである。
①アメリカを主導とするIT革命の進行
②金融技術の展開による新しい金融商品取引拡大とリスク管理方法の開発
③株式市場の高騰(バブル化)
④国際的な企業の買収・合併の進展
⑤ドル高戦略にもとづくアメリカ中心の国際的資金の流れ
⑥アメリカ経済の景気上昇などであり、これらの一連の動きをイデオロギー的に支えたのが市場万能主義、新自由主義、規制緩和の方針であった。

このようにアメリカを中心とする現在の投機

社会化の基本的原因は、ITバブル、株価バブルとドル高に支えられていたといってよい。この二つのバブルの崩壊過程で、投機社会のもつ問題点が明らかとなり、その典型としてエンロン、ワールドコムの大企業の破産があり、経済スキャンダルが明るみにでたわけである。

第一にITバブルについてみてみよう。要するにこの問題はIT関連産業の過剰生産そのものである。通信関連企業の過剰設備投資、それにともなう過当競争によっていつきよにITバブル崩壊への道を歩みはじめる。例えばIT革命の最先端のベンチャーキャピタル投資は、02年の第1四半期で前年同期比で半分も落ち込んでいる。アメリカ企業全体のIT投資の伸びもほとんど止まってしまい、02年には前年比横ばいの見通しである。これはハイテク関連中心のNASDAQ指数の大幅な下落をみても明らかである(図表1と7参照)。NASDAQ総合指数の最高は、2000年3月の5048.25である。現在の1200台と比べると実に76%の下落率である。アメリカの投信調査会社によると、2001年のアメリカ株式投信全体の83%が元本割れし、平均11%のマイナス運用となり、通信株は-39%までに悪化している(「日経金融新聞」02年6月25日)。ハイテク関連の大幅な株安がこの悪化の大きな原因の一つといえよう。いずれにせよ、ハ

図表7 ナスダック総合株価指数
NASDAQ時価総額



出所：内閣府「海外経済データ」2002年7月号

現代投機社会の蹉跌

イテク産業のかかえる過剰設備問題の解決の見通しはたたず、コンピューター、半導体、通信ネットワーク関連業種の不振は深刻化している。例えば4～6月期の企業利益をみてもIBMは前期比-97%、テキサス・インスツルメントは-197%、モトローラは-238%となっている。

(「日本経済新聞」02年7月25日)

第二は株価バブルの問題である。金融技術の発展、リスク管理方式の開発、国際的な企業買収・合併の促進のもととなっているのは、アメリカの株価上昇によるものである。株式市場の崩壊は、90年代の経済を支えていたと思われたこれらの金融技術の無力さを明白にさせたといえよう。金融工学の発展によるリスク管理も、ある程度の有価証券市場の上昇傾向がなければ何の役にたたず、大幅な損失を生み出す結果となる。その間利益をあげているのは、手数料を得た金融機関や内部情報を独占して取引をおこなった一部の大企業家群であろう。

第三にアメリカを中心とした国際資金の流れも、97年98年のアジア、ロシア危機をキッカケに変化してきている。投機取引の損失の拡大にアメリカ政府すらもその危険性を認めはじめているからである。クリントン時代のドル高戦略の限界とともに、国際資金の流れの変化が、たんに量的問題のみでなく、質的問題をはっきりとさせてきている。アメリカの経済スキャンダルも、このような国際資金の流れの変化のなかで生まれている点に注目しておきたい。

おわりに

以上のように、アメリカの経済スキャンダル問題は、アメリカ型資本主義そのものを問い合わせる問題と同時に、投機社会の病根も明らかにした点で画期的なものである。

それもたんに企業倫理問題のみならず、アメリカの政界との結びつき、アメリカ企業の基幹ともいべき企業統治（会計・法律分野も含めて）への根本的疑惑など、あらためてアメリカ

資本主義の根底をゆるがすものである。同時にアメリカ型グローバリゼーションの限界を示し、全世界にアメリカが押しつけてきた市場万能主義の失敗もある。このようなルールなき社会は、かつて1920年代にアメリカを中心に生じ、その結果が1929年大恐慌となった。これ以降1930年代に成立したグラス・スティーガル法（銀行と証券業分離など）が1999年11月に廃止になったのも偶然ではない。自由化・規制緩和路線もゆきつく先は大企業によるルールなき社会の発生であり、その帰結の一つがグラス・スティーガル法の廃止であった。その後直ちにITバブル崩壊、株価暴落、企業の経済スキャンダル発生も1929年当時の再来のようである。1929年大恐慌の真の克服は第二次世界大戦であった。ブッシュ政権は、今回のアメリカ資本主義挫折の克服を戦争によって克服しようとの立場を明らかにしている。しかし、29年当時と大きく違うのは、戦争を阻止し、平和を守ろうとする人びとが全世界に多数占めている点である。

同時にアメリカ型資本主義の挫折は、アメリカに無条件で従属している小泉政権にも大きな打撃をあたえるであろう。すくなくとも小泉構造改革でアメリカ型を目指そうとした戦略は完全にゆきづまつたといえるであろう。

最後に今回のアメリカの経済スキャンダルが現代資本主義にどのような打撃を与えたかを簡単に指摘しておこう。一言でいえば、現代資本主義の架空性・寄生性のもうけを明らかにした点である。資本主義本来の生産力拡大が、もうけ第一主義のためゆがめられ、架空性・寄生性に依存しはじめた点に、現代資本主義の矛盾がある。今回のスキャンダルにあらわされたこの矛盾がどのような形を通じて解決されるかは、大企業の利益を守る支配層とそれに対決する国民の運動との力関係によって決まるであろう。資本主義信用制度の架空性との対決は長期的な闘いが必要である。

(いまみや けんじ・会員・中央大学名誉教授)

対立色を強めたドイツ 2002 年協約運動

島崎 晴哉

はじめに

ドイツの労働協約運動（賃上げ交渉）はその年の上半期に集中するのが通例で、2002年の場合もそうであった。公共部門（約280万人が対象）の協約ラウンドが10月末から始まるのを別にすれば、ほとんどの大手部門はこの上半期に交渉を展開し、相前後して妥結の時期を迎えていた（但し銀行業は例外で8月現在交渉はなお決裂状態にある。主要な争点は基本給部分を削減して一部業績給を導入しようとする使用者側提案にある）。

ところで02年の協約運動は、景気・労働市場の低迷を脱し切れない経済状況のもとで、9月には4年ぶりの連邦議会選挙を迎えるという前段でのそれであった。前年減少に向かうかにみえた失業は、年初以降ふたたび増勢に転じ、過去3年で最高と言われる400万人の大台（率にして10%弱）を続けている。1998年秋に発足した現在のシュレーダー政権（社会民主党と90年連合・緑の党との連立）は、その任期中に失業者を350万人以下にすると公約してきたが、昨年11月にはそれを撤回しなければならなくなっていた。また景気指標についても01年の成長率は0.6%、本年は上半期にその改善が見込まれるとされたが、現状でのそれは政府筋によても0.75%の予測にとどまっている。

労働協約運動は一方では言うまでもなく過去の清算をその内容とする。有効期限切れの協約の刷新を当然ながらその課題とする。02年の協約運動はこの課題との関わりでも特異な位置に立っていた。本稿はその協約運動の経過と結果

を追うこととする。

1. 2000 年協約の負の遺産——控え目の賃金政策

02年に有効期限の切れる協約の大部分は2年前の2000年に妥結をみたそれであった。2年という協約の有効期限は、この国の協約運動にあっても異例に属する長さであった。またそれは、おしなべて自肅して控え目だと特徴づけられた賃上げを内容としていた。控え目で長期の協約の横並び、それは次のような経過によるものであった。

2000年の協約ラウンドは、それに先行した政・労・使3者の賃金政策に関する『共同声明』のしばりのもとで進められた。『共同声明』とは、シュレーダー首相の主宰する政・労・使の代表者会議「雇用のための同盟」(Das Bündnis für Arbeit) が同年1月9日に公表したそれであった。

「雇用のための同盟」は制度としては現在も存続している。首相の呼びかけがあり、労使双方の合意があって聞かれる機関であり、常設ではない。この制度はもともとは組合側の提案に由来するものであった。1995年11月に金属（産業）労組（IG Metall）のツヴィケル委員長は次のように提唱した。もし政府・使用者側が解雇なしに30万人の雇用創出を確約するのであれば、組合は次期の協約ラウンドでは物価上昇分に賃上げをとどめる用意がある、と。イギリス労働組合運動に見られた「社会契約」の言わばドイツ版の提起であるが、委員長はその誘導機関として政・労・使3者の「同盟」の設置を合わ

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

せ提案した。高度成長期に存続し、石油危機以後の失業増大の時期に解消した「協調行動」(Knozertierte Aktion) の再版とみることもできよう。この提唱をナショナル・センターの「ドイツ労働総同盟」(DGB) も支持するところとなり、それは組合側の当面の主要な政策課題ともなった。

翌年の96年1月、折りからのコール政権（キリスト教民主同盟・同社会同盟 [CDU/CSU] および自由民主党 [FDP] の保守連立政権）は、組合側の提唱に応える形で「雇用と産業立地確保のための同盟」をスタートさせた。しかしこの「同盟」は同年4月に早くも破綻し、組合側は離脱した。政府がEUの通貨統合（99年1月目標）への地固めを意図して「財政緊縮計画」を強行し、雇用創出はおろか労働者の既得権までも大幅に削減する政策の踏み台にしたためであった。

98年9月の総選挙で16年に及んだコール政権与党が敗北し、SPD主導のシュレーダー政権が発足する。新しい政権下で「同盟」（正式には「雇用・職業訓練・競争力のための同盟」）も再建される。前述の『共同声明』はその第5回会議でまとめられたものであった。この『声明』の主旨は次の文面に明らかである。「同盟の参加者は、……直近の2000年協約ラウンドに向けて、雇用指向の、より長期的な協約政策を勧告する。その場合、生産性上昇によって可能となる分配幅は、雇用に有効な協約のために優先的に利用される」と。「より長期的な協約政策」とは有効期限の長い協約の締結を意味する。また上記文書の後段では分配幅として生産性上昇分を挙げているが、特徴的なのは物価上昇率への言及がない点である。付言すればこの生産性基準原理オンリーの立場は、協約交渉における使用者側の一貫した主張になって行く。「この合意（『共同声明』での——引用者）は原則的な性格をもち満期の日付をもたない。つまり消費者物価は原則的に分配幅には入らない」。今年の協約交渉

で「金属経営者連盟」(Gesamtmetall) はこのように主張していた。

「協約自治」(Tarifautonomie) が日ごろ強調されるこの国で、『共同声明』はその自治を協約の交渉以前にしばることになった。2000年の協約運動は明らかに『声明』路線に従う結果となった。「経済・社会科学研究所月報」(WSI Mitteilungen、研究所はハンス・ベクラー[DGB初代議長] 記念財団付置) 6月号は、同年上半年の協約運動の中間総括で次のように述べていた。「協約運動の政策上の出発点は、『雇用のための同盟』での協議結果によって刻印された。1月9日に同盟当事者たちは、直近の2000年協約ラウンドに対し、こと改めて雇用指向で長期の協約政策を勧告した声明に合意していた。……この合意は協約ラウンドの経過と結果に影響しないではなかった」。前年の3%を下回る賃上げ率、それも2段階の改定を予定し、したがって協約の有効期限は21ヵ月から25ヵ月に及ぶ近年にない長期のものが大半であった。さらにここで注目されるのは、金属・電機部門よりも遅れて協約交渉に入った化学部門（鉱山・化学・エネルギー労組、IG BCE）が、これまた異例にも妥結の先頭に立ったことである。化学労組はドイツ労働総同盟（DGB）傘下で、最も労資協調的と位置づけられてきた大組合である。

2. 「われわれの出番だ」——02年協約運動に向けて

02年の協約運動について述べる場合、その間に起こったドイツ労働戦線の1つの大きな変化にふれる必要があろう。それは前年3月の「統一サービス産業労働組合」（略称 VEL. DI ヴェルディ）の結成である。公称組合員は300万人、これまでの金属労組を抜いて世界最大の労組の出発であった。同労組の結成は既存の5組合の合同による。公務・運輸・交通労組（ÖTV）、商業・銀行・保険労組（HBV）、郵便労組（DPG）、メディア産業労組（IG Medien）、およびドイ

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

ツ職員労組（DAG）がそれである。このうちDAGは1949年のDGBの創立以来、非加盟でナショナルセンターの扱いを受けてきた職能別組合であるが、他はDGBの傘下組合であった。合同によってDGBの傘下組合は一挙に11から8となった（創立時16、最高時17）。VEL. DIは02年の協約ラウンドに言わば初戦の威信をかけることになる。

さて協約ラウンドに向けた各組合の統一要求づくりの過程ではいくつかの屈折があった。1つは「雇用のための同盟」との関係である。政府および使用者側は『共同声明』の路線上での「同盟」の開催を望んだ。シュレーダー首相は、「同盟」が開かれないと、労使が協約政策の基本線で合意することの期待さえ表明した。組合側は2000年の場合と異なり、協約上の要求が固まらない前のトップ会談には応じられないとして、結局「同盟」は開かれないとまであった。

統一要求づくりの討議は、金属労組を例にとれば、すでに01年の初頭から始められた。一般組合員の現行協約への不満と次期協約への期待がそこには反映していた。ツヴィケル委員長は「今こそわれわれの出番」（Jetzt sind wir dran.）とその気運を代弁し、「厳しい協約ラウンド」にもち込むことを予告した。

01年9月11日に突発したアメリカの同時多発テロは、政治・経済情勢の激動をこの国にもたらし、協約政策についてもその枠組の変更を迫るかにみえた。例えば金属（経営者）連盟は刻下の事態への対応として、補正条項をつけてではあるが、数年間にまたがって有効な協約の締結を提示してきた。2000年協約の路線の拡大延長である。組合執行部の中から2段階協約論が対案として示されたのはこの時であった。ツヴィケルは短期・暫定の第1段の協約に、その後に期待できる好転した景気条件下での第2段の本格的協約をつなげる提案を行った。第1段は俗に「短距離ランナー」と名づけられた。この案には化学労組とDGBの主脳も同調した。シュモ

ルト化学労組委員長は第1段協約を「橋渡し労働協約」と呼んだ。しかし2段階協約論は、組合内の多数の異論によって実施に移されることはなかった。

2段階協約論とともに、同じ時期にツヴィケルは「2階建て賃金体系」を提起した。賃金の相当部分が経営レヴェルで決められる2段の賃金体系の可能性を打診するものであった。これは金属産業だけに限らない現在の広域労働協約(Flächentarifvertrag)のかかえる問題点に踏みこんだ提案で、個別経営のその時どきの経済状況・収益力に照応する可変的な賃金制度の導入を示唆するものであった。金属について言えば、収益力の高い経営、とくに輸出産業として好調を続ける自動車産業（ダイムラー・クライスラーやポルシェなど）の組合員・労働者にとって広域協約での一律要求は低すぎ、報われないと不満が高まっていた（ダイムラーの事業所委員会議長はそれを「構造的フラストレーション」と表現した）。ツヴィケルの提案は広域協約では賃上げ幅を合意し、経営協定による可変的な決定の余地を残そうというものであった。提案は組合内での公然の論争となつたが、協約の要求づくりには組みこまれないで終わった。

02年の「厳しい協約ラウンド」への取り組みが、9月の連邦議会選挙での現政権与党にマイナスの影響を与えないかとの意見も一部には出された。しかし現実の交渉過程が平穏裡に進まなかつたことは後に見る通りである。

02年の協約ラウンドへの組合の準備は、こうして政府および使用者側の控え目で(moderat)長期的な協約政策という前動続行の路線に対抗して行われた。景気と労働市場の低迷を前にして、多くの専門筋も控え目の協約を求めていたが、中には組合寄りの論調を掲げるメディアも現れた。ここでは日刊紙「フランクフルター・ルントシャウ」(Frankfurter Rundschau)の場合を書きとめることにする。同紙は01年11月19日に『試練に立つ賃金政策』という署名入り

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

の論説を掲げている。「ドイツ経済はリセッションの瀬戸際にある」として、論説はその原因が「自家製」の特に次の2つ、すなわち政府と中央銀行によって追求された金融政策戦略と過去数年にわたって労働協約論議を支配してきた「賃金自肃のイデオロギー」にあると指摘する。前者については前年の景気上向気運の中で利子率の引上げを行って設備投資を冷え込ませたこと、後者については、政府が組合に控え目な賃金要求を押しつけていること、賃金はその受給者がもたらす生産性よりも低い程度でのみ引上げてよいのであり、それが企業家に新規雇用の余地を与えるという「迷信」にとらわれていること。「しかし最近10年の失業の増大は、このmoderatと呼ばれる賃金政策が労働市場の危機を解消しはしないことを示している」。論説はこのように断定し、以下の主張を行っている。「だから賃金政策は今こそ新しく調整されなければならない。雇用者の対価はふたたび生産性とともに成長し、さらに物価上昇を埋め合わせるのでなければならぬ。さらに好調の部門と経営では、雇用者を平均以上の成果に参加させ、こうしてドイツにおける購買力を維持することが可能とならなければならぬ」と。組合側の02年協約ラウンドへの道との交錯をこの論説に読むことができる。

下部討議を踏まえて、02年の賃上げ要求は金属・電機が6.5%、化学が5.5%、建設が4.5%、そして他の部門も6%前後となった。これに各部門に独自の要求が加わる。前期を大きく上回る要求であった。

3. 強度の労働争議をともなった協約運動

「多くの人たちにとって意外だったのは、多数の部門（金属産業、建設、小売り・卸売、銀行、テレコム、郵便、印刷、製紙など）で起こった労働争議の規模と強度であった。その最も重要な原因は、今次の協約ラウンドで、2000年の控え目な賃金政策への協約転換の継続を是が非でも実現しようとした使用者団体の執拗な企て

であつただろう。協約による賃金・給与の引上げを中立的な分配幅の範囲で実現する——確かにそれ以上ではなかつたにせよ——のに本質的に寄与したのはストライキであった」(R. Bispinck, Tarifrunde 2002: "Gerechter Lohn" oder "Skandal"?; in: WSI Mitteilungen 7/2002, S. 370)。前出「経済・社会科学研究所の協約政策部門の責任者ビスピングはこのように述べている。次のような指摘も見られる。「2002年協約ラウンドは久しぶりに最も労働争議集約的な (die arbeitskampfintensivste) 賃金・給与ラウンドに発展した。金属・電機産業、建設業、銀行業ならびに小売業での正規の労働争議、さらには他の多数の協約分野での警告ストの拡大は、今次の協約ラウンドで燃え上がった高い紛争潜勢力の表出である」(WSI, Tarifpolitischer Halbjahresbericht, S. 2)。金属・電機産業でのストライキは7年ぶりであった。しかもベルリン・ブランデンブルクでのそれは実に1930年以来のことであった（8%賃金カットの仲裁裁定に抗議した10月スト。延べ13万人が参加。）。また建設労働者の全国規模のストは第2次大戦後初めてであった。銀行業では8月に入ってお店舗閉鎖のストが各地で波状に続けられている。

(a) ふたたび化学が先行妥結したが

さて2002年の協約ラウンドで最初に妥結したのはまたしても化学産業であった。化学は金属よりも2ヵ月遅れて交渉に入ったが、4月中の3回の交渉で早々に妥結した。最初の1ヵ月について85ユーロ（地区により協約の発効期限が異なる）、有効期限12ヵ月で3.3%賃上げが中心内容であるが、この新協約は2つの開放条項を認めた点でも特徴的であった。1つはクリスマス手当や高齢者扶助を任意の経営協定に委ねたこと。例えばクリスマス手当は月額給与の80%から125%の間で経営業績に依存させることになった（従来は一律95%）。いま1つは労働時間

の一層の弾力化であり、経営協定による1年以上の長期の変形労働時間が可能とされた。付言すれば協約の通貨単位は今春からすべてユーロ(Euro、1ユーロは約117円)となった。

(b) 金属・電機の場合

化学の先行妥結は前回とは異なり、他部門へのモデルとはならなかった。他部門の協約交渉が多くの争議を伴ったことによってもそれは示された。以下には代表例として金属と建設の交渉経過を追うことにするが、おしなべてドイツの協約運動がどのように展開されるかを知る便宜も兼ねて、ここでは別表を借りることにする。別表は金属・電機部門の02年協約ラウンドの重要な節目の一覧であるが、先ず昨年12月に全国執行部は要求づくりの方針を下部討議にかけている。注目されるのはERAの提案である。長年の懸案になっていたものであるが、これは類似の資格をもつ労働者と職員の間の大きな給与格差(月額で100~400ユーロの格差があると言われる)を、協約による基金設定によって05年目標では正しようとするものであり、執行部はこれを「後戻りできない取り組み」として提案した。統一要求が決定するのが1月28日。2000年協約の有効期限は2月末までであるが、統一要求のもとですでに2月上旬から相次いで地区ご

金属・協約ラウンド2002の経過

01. 12. 10	IG Metall 執行部の要求勧告：5~7%および報酬基本協定(ERA)への取り組み
02. 1. 28	IG Metall要求：6.5%プラスERA取り組み
02. 2. 7	交渉開始：バイエルン地区
02. 3. 15	バーデン・ヴュルテンベルク地区で使用者第1次回答：02.3から2%、03.3からさらに2%、その1部を経営内のERA基金へ繰り込み
02. 3. 28	平和義務終了。警告スト始まる
02. 4. 19	バーデン・ヴュルテンベルク地区で交渉決裂
02. 4. 25-30	直接投票：(賛成票) バーデン・ヴュルテンベルク90.04%、東ベルリン/ブランデンブルク87.2%、西ベルリン85.7%
02. 5. 6	柔軟ストライキ始まる
02. 5. 15	バーデン・ヴュルテンベルクで交渉再開。パイロット妥結
02. 5. 21-25	第2次直接投票：(賛成票) バーデン・ヴュルテンベルク56.53%、東ベルリン/ブランデンブルク70.98%、西ベルリン62.88%

資料出所：WSI, Tarifpolitischer Halbjahresbericht, S.12

との交渉が始まることになる。表からも知られるように、金属の協約交渉は並行する地区交渉として行われ、使用者回答が提示される一定時点で交渉の中心地区が決まつてくる。バーデン・ヴュルテンベルク地区がそれであるが、この地区は周知のようにドイツ自動車産業の中枢である。先んじて言えば、5月15日に同地区の「パイロット妥結」とある。この地区の妥結内容が組合中央および金属連盟の承認のもとで他地区的協約当事者に賛否が問われ、同意が得られれば「パイロット妥結」は広域労働協約として確定する。地区交渉→「パイロット妥結」→広域協約が金属労組の場合の通例(フォルクス・ワーゲンは別交渉で企業内協約を結んでいる)であるが、化学や建設ではこれと異なっていた。化学ではすでに第2回交渉が中央交渉に移されており、建設では当初から中央交渉として行われた。

協約の期限満了後の1ヶ月間は団体協約法上の「平和義務」期間である。この期間が明けると同時に組合は各地で警告スト(Warnstreiks)を展開している。これには4月中旬までだけでも50万人以上が参加していた。ところで4月19日の交渉決裂を機に全国執行部はストライキに訴える方針を固める。そのための手続きが4月25日から30にかけての直接投票(スト権集約)である。規定上は75%以上の賛成を得てスト権は確立することになる。今回の場合、組合はその投票をバーデン・ヴュルテンベルクとベルリン/ブランデンブルクの両地区で行った。ストライキを予定しての地区選定である。表に見るように結果は圧倒的に賛成であった。

ところで金属労組のストライキは自らが柔軟スト(Flexi-Streik)と呼ぶ新しい戦術として展開された。組合の説明によれば、それは今日はX、Y、Zの工場、明日は他の経営でストライキと交互に1日だけ実施され、こうして使用者を「あわてさせる」ように、またいつどの企業でストライキが行われるかは公表されない。

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

金属労組がこの戦術をとったのは「社会法典第3編」第146条（ストライキ条項）の不利益を避けるという一面をもっていた。この条項は、84年の週35時間制を要求する金属労組の7週間、印刷労組（当時）の12週間のストライキへの反動として、翌85年にコール政権が行った立法措置の結果であった。当時ストに対抗して金属産業ではロックアウトが続発したが、それにはスト現場のロックアウトとストの行われていない経営でのそれの2つが見られた。前者が「熱いロックアウト」、後者が「冷たいロックアウト」と呼ばれるが、それまでの法制では、後者の場合の労働者には連邦雇用庁を通じて一定額の操短手当が支給されることになっていた。ストライキとロックアウトについて戦後法制は少なくとも「武器の平等」論には立って来なかつたのである。第146条はこの支給を廃止した。現政権はこの規定の撤廃を公約してきたが実現していない。「柔軟スト」はこの条項にむけられた対抗手段でもあった。

ストは5月5日（日曜）夜10時からのダイマー・クライスラーの夜勤方から始まり、5月6日の初日には20経営6万5,000人が参加した。7日には20企業以上で2万人、8日は主として中企業の33経営1万3,000人と続き、スト第2週の5月13日にはベルリン／ブランデンブルク地区にもそれは拡大した。15日までの参加者は196経営、約21万7,000人を数えた。このストライキに並行して各地で連帶行動が起り、15日の交渉再開当日だけでもそれは8万人に達した。

5月15日、およそ1ヶ月ぶりに開かれたバーデン・ヴュルテンベルク地区の交渉が妥結に達した。(1)02年5月について120ユーロの一括払い(3、4月についてはゼロ)。(2)02年6月から03年5月まで4%、03年6月から12月までさらに3.1%の賃上げ。協約の有効期限は22ヵ月。(3)報酬基本協定(Entgeldrahmenabkommen, ERA)の合意に基づき、賃上げ分4%から0.9%、3.1%から0.5%が格差調整分として基金に繰り込ま

れる。したがって04年以降の協約改定のベースになるのは、3.1%、ついで2.6%引上げられる協約賃金である。

バーデン・ヴュルテンベルクのパイロット妥結は、ベルリン／ブランデンブルク地区で5月一括払い分の110ユーロへの引下げ、あるいはザクセンでの使用者側の抵抗などがあったが、最終的にはそれが全国協約となった。5月21日から妥結（したがってスト解除）について直接投票が行われた。25%が規約上の承認ラインであるが結果は表に見る通りである。しかしバーデン・ヴュルテンベルクでは分会によって賛成は40～80%の振幅を示したと言われる。「ポルシェの妥結としてならこの結果は落第。広域妥結としては及第」。ポルシェの事業所委員会（経営評議会）議長の感想だが上記の振幅を代弁していると言える。

組合中央は賃上げ4%を「マジック4」の達成と呼び、実質賃金増であり国内景気の活性化に寄与するものと述べた。また特にERAの妥結を「過去数十年來の最も重要な協約改革の1つ」だと評価した。使用者側は引続き長い有効期限を確保した点をメリットとした。

(c) 構造的危機のもとで戦後史上初めてのスト——建設労働者

協約ラウンドの目標として建設労組（建設・農業・環境労組、IG BAU）は次のモットーを掲げた。「所得と雇用——ともに確保しよう」。1月17日には次の具体的な要求を提示した。(1)4.5%の賃上げ。(2)東西ドイツの格差解消、東の「雇用保障条項」（競争力保持のため10%までの協約賃金引下げを認める）の廃止。(3)不法就労（黒い労働）と賃金ダンピングの排除、最低賃金の引上げ。(4)労働時間、有給休暇などに関する基本労働協約の近代化。

建設業はここ10年来、循環・構造両面の危機の中にある。その象徴的事例は業界第2位と言われたフィリップ・ホルツマン社の倒産（99年

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

末)である。政府が倒産回避に動きひとまず再建に向かったが、今年また倒産、外資への併合が取沙汰されている。90年代中葉に140万を数えた建設業労働者は、昨年ついに100万を割り93万人になっている。東部ドイツでは96年に40万人強であった正規就労者が現在は22万人。逆に法定最賃以下での不法就労が増大傾向にある。

「現実離れも甚だしい」。組合要求を問題外とする使用者側は、2月下旬から始まった中央交渉でいきなり基本労働協約の解約を持ち出す。残業の上限の引上げと残業割増率の引下げ、土曜を平日労働とする週6日制への復帰、交通費と遠隔地勤務手当の削減などである。5月3日の第5次交渉まで使用者側は賃金回答をしないままであった。

5月8日、組合は調停を申請した。調停者はキリスト教民主同盟(CDU)の幹部政治家H・ガイスター。調停は5月中に3回行われ、最終案として次の内容が提示された。(1)4月から5カ月賃上げゼロ。(2)9月から03年3月まで3%、03年4月からの12カ月についてさらに2.1%の賃上げ。調停は不調に終わった。

6月10日からの1週間、組合はスト権集約の直接投票に移った。結果は98.63%という破天荒の賛成であった。

6月17日、戦後史初めての全国ストが始まった。500の建設現場で8,000人、ベルリン、ハンブルク、ブレーメン、ドルトムントが拠点となつた。日を追ってストを拡大する戦術が組まれ、5日目の21日には1,506現場2万800人を数えた。

6月24日、交渉が3週間ぶりに調停者のもとで再開された。背後にはさらに拡大したストがあった。24日2,463現場3万人強、25日2,837現場3万2,000人。22時間に及んだマラソン交渉ののち、新協約妥結の時を迎えた。その骨子は次のようである。(1)西部ドイツでは4、5月ゼロで6、7、8の各月について75ユーロの一括払い、東部ドイツは8月まで賃上げゼロ。9月から両地域とも3.2%、03年4月からの12カ月につ

いてさらに2.4%の賃上げ。したがって協約の有効期限は24ヶ月。(2)02年9月および03年9月からの2段階で東西の最低賃金(時間賃金)の引き上げ。西9.80→10.12→10.36、東8.63→8.76→8.97(単位はユーロ)。(3)03年9月から新規に技能労働者(Fachwerker)について第2最賃を導入。西12.47ユーロ、東10.01ユーロ。(4)最賃については従来通り一般的拘束力の適用を申請する。(5)東の「雇用保障条項」は延長される。(6)基本労働協約関連では賃金グループの再編など合意。週6日労働制は組合が拒否を貫いた。

6月26日からの直接投票は89.25%の高い賛成でストの解除と協約の妥結を承認した。「ストライキはまさしくやはり紛糾した交渉状態を開けし、合意の圧力をつくりだすのを助けることができる」。1新聞の建設ストについての論評であるが、同紙は特に第2最賃の導入と週6日労働制の復活拒否に成果として注目した。因みに2000年協約の賃上げ率は2段階で2%と1.6%であった。

おわりに

「組合は2.9%の平均賃上げで、2002年に関しては数年来初めて中立的な分配幅を実質的に汲みつくことができた。協約ラウンドの推進力は組合員と全就業者の高い期待であった」。前出の論説で、ビスピングは上半期の各部門の平均賃上げ率を2.9%と推計し、このように評価した。控え目の賃金政策の2年の後に、それとは異なる協約ラウンドが展開されたことの積極評価と見ることができる。

さて本稿では今次の協約運動を前回のそれと対比して、その積極面に視点をそえてきたのであるが、他方で見過ごすことのできない重大事はドイツの協約制度の今後についてである。この国の協約制度が大きな転機にあることが今次の経過の中でも明白になったという点である。

広域協約と各企業の収益状況との接合を今後どう計るかはその1つである。広域協約の弾力化、

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

分化の問題がそれである。いま1つ根源的なのは、協約制度そのもの、さらにはその法的基礎への批判の底流が強まる傾向である。前述した社会法典第3編第146条(反ストライキ条項)はその先例であるが、最近では「協約遵守義務法」(Tarifreuegesetz 公契約法)の流産にもそれを見ることができる。同法は公共事業あるいは近郊運送を委託する場合に、受託者に当該部門の協約の遵守を義務づけようとするもの。連邦議会は可決したが保守党が多数の連邦参議院はこれを否決したままである(自由民主党)。広域協約廃止の要求、広域協約の経営協定に対する「優位原則」を定めた法制の撤廃要求さえ出されている。使用者団体に所属せず、協約の拘束外にとどまろうとするいわゆる「協約逃れ」の動きも拡がる状況にある。

6月13日から3日間、金属労組はライブチヒ

で「未来会議」を開催した。討議資料として「金属労組未来宣言草案、『攻勢2010—より良い未来のためのチャンス』(Offensive 2010 - Chancen für eine bessere Zukunft)」を提案し、来年の大会に向けて、組合の組織と運営の今後の在り方についての全面討議を開始した。草案の重要な分野として次の提案が見られる。「変化した現実から出発して、金属労組は一般的な労働協約上の最低条件と経営独自的な賃率規制についての討議に取り組む」と。ひとり金属労組の問題としてではなく、今後の討議の行方が注目される(8月31日執筆了)。

(資料としては本文中に記載したものほか、組合あるいは新聞のインターネット情報を利用した。なお全労連編『世界の労働者のたたかい』各号のドイツの項目も参照)。

(しまざき はるや・理事・中央大学名誉教授)

憲法学の第一人者が、
世界史の大きな視点から
日本国憲法をとらえる!

憲法とは なにか



長谷川正安著

国家が寄つて立つべき基本法が、これほど軽くあつかわれ、無視されて良いのだろうか。憲法とはそもそもなんだろう。権力の発動をチェックする原理として生まれた近代憲法の成り立ちにさかのぼり、世界史のなかで憲法の意義をとらえ直す現代人必読の書。日本の憲法成立とあり方、改憲論の問題まで、憲法のすべてを平易に語る。

新日本新書
本体950円(税別)
元240

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業)

新日本出版社

全労連運動の新たな「三つの機軸」

坂内 三夫

はじめに

全労連は、7月24日から26日までの3日間、東京で第20回定期大会を開催した。最終盤を迎えた通常国会で医療改悪法案、有事関連法案、郵政関連法案、個人情報保護法案などの重要法案をめぐって緊迫した攻防が続いているもとで、大会には代議員360名（定数373名）、傍聴者120名、役員44名、事務局員・要員30名、報道関係者25名の579名が参加した。

「雇用、くらし、いのちと平和を守る壮大な共同の前進」をスローガンにかけた大会には、幹事会から第一号議案「運動方針」、第二号議案「組織拡大推進基金の創設について」、第三号議案「2001年度決算・会計監査報告」、第四号議案「2002年度財政方針」第五号議案「全労連規約・大会運営規則改正案」の五つの議案が提案された。3日間にわたる大会の発言者は90名（うち16人が文書発言）にのぼり、第一号議案には19人、第二号議案には21人の保留があったが、各議案とも圧倒的多数で決定された。また、大会は熊谷金道議長、坂内事務局長をはじめとする新しい役員を選出した。

「目標と展望」の実現へ着実な到達点を

第一号議案・運動方針は、全労連運動の「三つの機軸」をうちだした。その第一は、「21世紀初頭の目標と展望」の実現にむけた着実な到達点を築くことである。「目標と展望」とは、全労連が2000年7月の第19回定期大会に提案し、幅広い国民的な討論をへて2001年8月の第29回評議員会で採択した政策提言である。また、さらな

る弱肉強食の競争社会をめざす政府・財界の「21世紀戦略」に対置して、国民の誰もが人間としてあたりまえの仕事とくらしが保障される日本社会の実現にむけて、2010年までの10年間で実現をめざとした全労連の中期的目標である。

その内容の第一の柱は、①労働時間短縮による完全雇用の達成、②ILO条約が定める国際労働基準への到達、③大企業への社会的ルールの適用と中小企業の活性化など、日本社会に「人間らしく働くルール」を確立することである。第二の柱は、①労働者の最低賃金と全国民の所得最低保障の確立、②医療・福祉・年金など社会保障制度の拡充、③あらゆる分野における男女差別の禁止など、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活（ナショナル・ミニマム）を保障することである。第三の柱は、①核兵器と戦争のない世界の実現、②職場と地域に憲法と基本的人権が生かされる社会の実現、③民主的な政府と自治体の実現、をめざしたものである。

今大会方針は、この10年間で実現をめざす「中期目標」のうち、当面2004年までの2年間で着実に前進させる目標を具体的に設定したことが特徴である。その当面目標の設定にあたっては、多くの労働者が心底から必要性を感じ、実現の可能性を信じるために運動への参加をうながし、あらゆる傾向の労働組合の一一致点にもとづく共同を前進させる要求課題を探求する姿勢を強調した。

これにたいして大会討論では、とくに賃金要求に関連して、「実現できるかどうかを視点に要求を設定することは正しくない」「生計費原則に

全労連運動の新たな「三つの機軸」――

もとづく大幅賃上げ要求、大企業内部留保の社会的還元の立場を貫いた要求を堅持すべき」とする意見も出された。しかし、討論の多くは①「最低賃金の改善」「男女賃金格差の是正」「パート均等待遇」を中心とした賃金闘争、②「解雇規制」「167万雇用創出」「過労死・サービス残業の根絶」を中心とした雇用闘争、③医療・年金などを中心とした社会保障闘争を2年間の重点要求とし、すべての単産と地方組織の力を集中してたたかう方針を圧倒的多数で採択した。

「あらゆる社会勢力」との国民的対話

今大会方針が、2年間の全労連運動の機軸として強調した第二は、あらゆる社会勢力との国民的対話の促進である。これまで全労連は、要求の一一致を前提にすべての労働者・労働組合との「総対話と共同」にとりくむとの方針のもとに、全国各地で実践してきた。今大会がうちだした「あらゆる社会勢力との国民的な対話」は、これをさらに発展させ、必ずしも要求の一一致が確認されない勢力との間でも、大胆な対話をすすめていく全労連の姿勢を内外に宣言したものである。

この機軸がうちだされた土台には、02春闘における「雇用、くらし、いのちを守る国民総決起春闘」の前進がある。労働者にとって、個人の努力や企業内交渉だけでは対応しきれない教育や医療、年金、介護、税金、環境などの多様な社会問題が広がっている。これらの課題は、地域を軸とした共同の運動なしには解決の方向を見出せない。全労連が提起した「国民総決起春闘」は、そういう視点をふまえて社会的な運動としての春闘に本格的に挑戦するたたかいであった。

大企業と国家機能が結びついた組織的で系統的な攻撃と支配が強まる日本社会で、労働者や国民の要求を実現させるのは容易ではない。共通した基本路線にたつ自覺的民主勢力の奮闘だけでは、力関係を大きく変えることはできない。

自民党を支持する団体・勢力であっても、現実に進行する生活と営業の破壊、既得権の侵害に異論をもつあらゆる社会勢力との対話が必要である。対話を通じて攻撃の矛盾を拡大していくなければ、組織的・系統的な攻撃と支配の牙城を崩すことはできない。こうした視点から、自民党支持層をふくむあらゆる社会勢力との対話がうちだされた。

第20回大会方針は、初めて「連合が日本最大のナショナルセンターとして労働者の要求前進、国民の利益擁護、悪政からの転換、労働組合の社会的地位を高めるために役割を發揮することを期待する」との文章を盛り込んだ。これも、あらゆる社会勢力との国民的対話の一環である。

NC機能の強化と社会的地位の向上

第三の機軸として、ナショナルセンター機能の強化が強調された。1989年11月に結成された全労連は、2004年に結成15年を迎える。この13年間、政府・財界の「全労連シフト」や職場・地域における反共・差別攻撃をのりこえ、運動と組織を着実に前進させてきたことは大きな誇りである。

しかし、吹き荒れるリストラ・「合理化」の嵐のもとで、日本の労働組合は連合が70万人の組織減となり、全労連も結成時の組織人員をようやく維持しているのが現状である。どんなに拡大しても、一方で企業倒産、組合解散、従業員そのものの減少などが続き、困難を余儀なくされている。数の力とその団結力を生命とする労働組合として、組織人員減は決して看過できない重大問題である。組織拡大を本格的に推進する体制の確立、とりくみの推進が緊急不可欠である。

また、ナショナルセンターの機能を論ずる場合、労働組合は労働者の雇用や賃金、権利を獲得することを目的に結成されたものであるから、賃上げ闘争と「合理化」反対闘争を両輪とする経済闘争において役割を發揮することが何より

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

も問われる。だが、国家的な経済・政治危機と結合した雇用・生活破壊の攻撃のもとで、要求闘争は自然発生的には前進しない。全労連方針は、労働者の共感を呼び起こすナショナルセンターの政策要求と行動提起があってこそ、労働者のたたかうエネルギーが噴出し、巨大な要求闘争の流れをつくりだすことができると強調している。

その全労連方針が、多くの代議員の実践に裏打ちされた討論によって深められ、そのさらなる探求を労働者の実態と意識が求めている。未組織をふくむ広範な労働者が心底から実現を望み、たたかいへの参加を積極的にうながし、共同を広げる要求の提起こそがナショナルセンターに求められる役割である。この問題提起が、討論のなかで多くの代議員から歓迎された。今こそ、企業や地域の枠をこえた賃金・労働条件の最低規制の確立にむけ、実利・実益を確保するナショナルセンター機能、役割発揮が期待されている。

さらに、ナショナルセンター機能の強化を論ずる場合、労働委員会や審議会への代表参加など政府との切り結びが避けて通れない。それは、全労連が13年間追求してきた課題でもある。10年にわたって政府審議会・ILO代表などから排除して政府の姿勢をようやく99年から改めさせ、ILO総会の日本代表団に全労連を選出させてきたが、その到達点はあまりにも不十分であった。

しかし、21世紀に入って「サービス残業規制」「過労死予防の過重労働防止」、「VDT労働ガイドライン」通達、「雇用創出基金の継続」など、全労連要求と運動の一定の反映がみられるようになっている。大会討論は、こうした流れを積極的にとらえ、政府に対する政策提言をいつも充実させるとともに、中労委や最賃審議会など労働組合代表が参加する政府審議会委員への任命を着実に改善させる決意を固めあった。全労連が、単産や地方組織ばかりでなく労働総研、民主団体、個人などの協力を得て、政府各種審

議会委員の統一した「推薦名簿」を作成するの方針が、社会的にも注目をあつめている。

期待と注目を集める「組織拡大推進基金」

今年の全労連大会に、マスコミをふくめたもう一つの社会的注目が集まつたのは、第二号議案として提案した「組織拡大推進基金」の創設についての討論である。全労連は、1996年の第16回定期大会で「組織拡大推進基金」の創設にむけて検討する方針を打ち出し、その後の大会でもそのつど重要性を指摘してきた。

しかし、全労連会館の建設と時期的に重なったこともあるって、具体的な方針提起は先送りされてきた。21世紀を目前にした2000年になって、全労連の運動と組織の新たな飛躍が求められているとの情勢認識から、「組織拡大推進基金」の具体的な検討に着手した。そして、2000年10月に開催した第27回評議員会で「基金設置検討委員会」を設置し、委員会における意見集約や幹事会での討議をふまえて、2001年8月の第29回評議員会に基本的な考え方を提案してきた。大会では、この「組織拡大推進基金」の創設について集中的な討論が行なわれた。

「基金」創設による組織建設目標

「組織拡大推進基金」を創設する目的は、激動する情勢に対応する日本労働運動の高揚をめざし、その重要な一翼をになう全労連と加盟組織を強化・拡大することに尽きる。もちろん全労連に結集する単産と地方・地域組織は、これまで組織の強化・拡大をあらゆる活動発展の前提条件と位置づけ、それぞれの条件を生かして推進してきた。しかし、ナショナルセンター 자체が組織拡大を推進する体制と財政を確立することは不十分であった。「基金」の創設は、その弱点を克服し単産と地方・地域組織、全労連が一体となった本格的な組織拡大に挑戦しようというものである。

「基金」創設による目標の第一は、単産の拡

全労連運動の新たな「三つの機軸」――

大・強化である。全労連の少なくない単産が、「団塊の世代」を中心とした中高年組合員の献身的な結集と活動によって支えられていること、また組合員の「高齢化現象」が顕著になってしまってこと、全都道府県に地方組織や加盟組合を確立している状況ないことなど、全国単産の機能を發揮していくうえで大きな課題を残している。さらに、国際的な規模で進行する産業再編、企業形態や業務内容の突然の改変、めまぐるしい工場閉鎖や移転、労働者の出向・転籍などのもとで、産別組織の拡大を単産だけの努力に委ねることは限界にきている。全労連と産別、地方：地域が一体となった推進体制の確立が求められている。

組織建設目標の第二は、地域の膨大な未組織労働者の組織化に本格的に挑戦することである。21世紀の労働運動が地域を主戦場に展開されることを想定すれば、単産と都道府県組織が一体となって、どの地域のどんな産業の職場を重点に組織建設をすすめるのか、地域に存在するすべての労働組合の力を集中して系統的に追求しなければならない。そのためにも、職場や地域の動向に常にアンテナを張りめぐらす「常設労働相談所」の設置と専任相談員の配置と全国的視点で組織拡大を追求する「全労連オルグ」の配置が必要である。それを推進する大胆な財政的対策を全労連と単産・地方が一体となって確立することに成功したとき、組織拡大運動はかつて経験したことのない飛躍をつくりだすことができる。

組織建設目標の第三は、臨時、パート、派遣などで働く労働者の組織化を本格的に推進することである。わが国の労働組合が企業別に組織されてきたうえに、最近では中小企業の仕事や経営をめぐる環境がきびしさを増している。多くの組合が、臨時、パート、派遣労働者の苦しみに思いを馳せているものの、その仲間の組織化に力を割く余裕を失っている。この分野の組織化を前進させるためにも、全労連、単産・地

方組織が一体となった対策が必要となっている。

全労連の組織的前進による展望

全労連の現勢は、22単産（9356単位組合）、47都道府県組織（470地域労連）、組合員140万人であり、わが国雇用労働者の3%、組織労働者の12%を結集するナショナルセンターである。全労連が、労働者と国民要求の実現の中心的な役割を担って奮闘していることは誰も否定できないが、一方でその組織人員の不十分さゆえの限界にしばしば突き当たってきたことも否めない。「基金」は、組織的到達点を当面1万2000単位組合（2644組合増）、600地域労連（130地域増）、200万全労連（60万人増）に前進させ、これを土台に「21世紀の目標と展望」が示す500万全労連・800地域組織の実現をめざすものである。

全労連が、わが国雇用労働者の10%－500万人を結集するナショナルセンターに成長したとき、どんな展望が切りひらかれるのだろうか。第一に、生活と雇用を守る要求闘争の条件が高まる。第二に、国民要求実現にむけた共同戦線が強化される。第三に、労働委員会や政府各種審議会への参加を通して政府や財界と真っ向から切り結ぶ地位が確保できる。第四に、日本の政治的力関係に変化を及ぼし、国民本位の民主的な転換にむけた展望がつくられる。第五に、日本労働運動の壮大な統一にむけた土台が築かれる。

大会討論は、こうした「組織拡大推進基金」の創設の目的、これによる組織建設目標、全労連の主体的力量の強化による日本労働運動の展望などについて、多くの代議員から期待と賛意が表明された。

同時に、「金額や集約方法など具体的内容は十分な組織討議と合意をはかるべきだ」「この大会では採決せず、引き続き討論を継続すべきだ」とする慎重論も多く出された。討論を受けて幹事会の総括答弁が行なわれた。坂内事務局長は、「目の前で進行している労働者の状態悪化、組織率の後退などの事態は一刻の猶予もできない。

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

基金創設を決定したうえで走りながら知恵を出し合い、よりよい内容にしていく観点が必要だ」と訴え、基金の詳細部分を削除し、大会後に「基金設立準備金」を設置して検討するとの修正を提案し、圧倒的多数の賛成で採択された。

日本労働運動の活性化めざして

労働戦線の再編以来、日本の労働組合は企業のリストラ・「合理化」競争に有効な歯止めをかけることができず、国際的には異常な「ルールなき資本主義」の横行を許してきた。しかし、21世紀を入ってようやく再生にむけた新たな芽吹きが生まれている。

その第一は、労働者の意識変化である。最近では、いくら企業に忠誠を誓っても企業のモラルハザードがくりかえされ、「企業戦士」が真っ先にリストラの対象となる。こうした実態が、労働者の企業への従属意識を薄めている。労働者の急激な意識変化は、全国で年間100万件をこす労働相談や、全労連が一年間に400以上の新し

い労働組合を3年連続して結成していることに示されている。

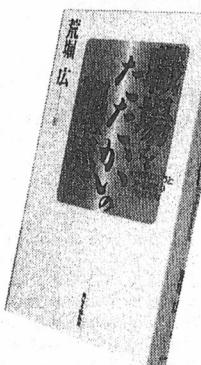
第二は、結成13年のたたかいを通じて全労連が社会的地位を築いてきたことである。すべての労働者を視野に入れた政策の確立、産別、地方・地域組織が一体となった運動の展開など、全労連は着実にナショナルセンターの役割を果してきた。

第三は、「パート均等待遇」「解雇規制法の制定」「サービス残業の根絶」などの課題で、全労連、連合をふくむ労働組合間の要求が接近しつつあることである。全労連は、「21世紀初頭の目標と展望」で複数のナショナルセンターが存在するもとでも一致する要求での行動を積み上げ、長期で継続的な共同戦線を確立することを呼びかけたが、情勢は着実にその方向に向かって进展している。

積極面を生かして、全労連の運動と組織を前進させる決意が固められた大会であった。

(ばんない みつお・全労連事務局長)

国民的反撃のたたかいをどう組織するか



職場を たたかひの 拠点に

荒堀 広著

大規模リストラと
労働運動の発展方向

【四六判】本体1500円(税別) 円310

空前の激しさと規模で労働者に襲いかかるリストラ。この攻撃の新しい性格とはなにか。どうしたら国民規模の反対闘争に発展させることができるのか。職場の変化に対応したたたかいの構築、労働運動と政治の新しい関係、従来とは性格を異にしあげた「合理化」の特徴、職場革新想の役割と課題など、今後の労働運動の発展方向を明快に示す/

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業)

新日本出版社

特集／日本の技術・職業教育と職業訓練

日本における職業訓練の性格変容とその本質

山崎 昌甫

はじめに

ここでは以下の5点を念頭において叙述を進めていくが、紙数の関係から、④を中心に叙述を進めることにする。

①日本での職業訓練という用語は、多くの場合、公共職業訓練を意味することが多い。しかしここでは、国際的な職業訓練の定義にもとづいて論を進めていくことにする。このことは昭和33(58)年制定の「職業訓練法」(以下33年職訓法と略記する。)の前提にもなった、1939年6月のILO「職業訓練に関する勧告(第57号)」冒頭の「職業訓練の定義」である(渋谷直蔵「職業訓練法の解説」労働法令研究会昭和33年7月p.18)。

その内容は次ぎのようになっている。

「総会は、次の勧告をする。／第1部 定 義／1 この勧告において、／(a)『職業訓練』と称するのは、技術的又は職業的知識を習得し又は向上させることができるすべての訓練方法をいゝ、訓練が学校において施されると作業場にお

いて施されるとを問わない。／(b)『技術及び職業教育』と称するのは、職業訓練のために学校において施されるすべての程度の理論的及び実地的教育をいう。／(c)『徒弟制度』と称するのは、使用者が契約により年少者を雇用すること、並びに予め定められた期間及び徒弟が使用者の業務において労働する義務ある期間、職業のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度をいう。」

したがって以下の叙述では、公共職業訓練と限定しないかぎり、職業訓練という用語は、この国際的な職業訓練概念によることにする。

②もともと職業訓練は社会的な労働力陶冶システムであるから、表題の日本における職業訓練の性格変容過程も公共職業訓練のみを視野に入れたのでは、その性格、とりわけその本質は明らかにできない。労働力の陶冶システムとは、言いかえれば労働力の確保・養成・配置・活用の社会的仕組みであるから、労働力を雇用する企業とくに民間企業の経営環境、経営政策の変

表1

経済計画（経済審議会答申）		雇用対策基本計画 職業訓練基本計画・職業能力開発基本計画	
○ 経済自立5ヶ年計画(55/12)	58/5 III 「職業訓練法」		
○ 新長期経済計画(57/12)	66/3 「雇用対策法」		
○ 国民所得倍増計画(60/11)	69/7 新「職業訓練法」		
〔経済発展における人材能力開発の課題と対策〕(63/1)	74/12 「雇用保険法」		
○ 中期経済計画(65/1)	85/4 「職業能力開発促進法」		
○ 経済社会発展計画(67/3)		67/3 第1次雇用対策基本計画	
○ 新経済社会発展計画(70/5)		71/4 第1次職業訓練基本計画	
○ 経済社会基本計画(73/2)		73/1 第2次雇用対策基本計画	
○ 昭和50年代前期経済計画(76/8)		76/6 第3次雇用対策基本計画	
○ 新経済社会7ヶ年計画(79/8)		76/6 第2次職業訓練基本計画	
○ 1980年代経済社会の展望と指針(83/8)		79/8 第4次雇用対策基本計画	
○ 世界とともに生きる日本 －経済運営5ヶ年計画－(88/5)		81/4 第3次職業訓練基本計画	
○ 生活大国5ヶ年計画 －地域社会との共存を目指して－(92/6)		83/10 第5次雇用対策基本計画	
○ 構造改革のための経済社会計画(95/12) 〔日本経済再生への戦略－経済戦略会議答申(99/2)〕		86/6 第4次職業能力開発基本計画	
○ 経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針(99/7)		88/6 第6次雇用対策基本計画	
		91/6 第5次職業能力開発基本計画	
		92/7 第7次雇用対策基本計画	
		95/12 第8次雇用対策基本計画	
		96/2 第6次職業能力開発基本計画	
		99/9 第9次雇用対策基本計画	
		00/4 第7次職業能力開発基本計画	

表2 従来の経済計画における教育の取り扱い

新長期経済計画 (32年12月)	国民所得倍増計画 (35年12月)	中期経済計画 (40年1月)	経済社会発展計画 (42年3月)	新経済社会発展計画 (45年4月)
(一般的目標) 極大成長、生活水準の向上、完全雇用(教育問題) 第12章 科学技術の振興 先進技術の導入と独自の技術の発展を促進するため、研究開発体制を整えるとともに、高等學校および中小学校における科学技術教育および研究の充実について努力する。 理工系大学在職者の不足は8,000人と見込み、大学等理工系学生の増員をはかる。	左 同 第3章 人的能力の向上と科学技術の振興 1. 経済成長と人的能力 労働力増加率の純化 科学技術の進歩 産業構造の高度化 →労働力の質的向上 (人の能力の向上) →長期的・中等教育の完成 計画期間……科学技術者および技能者の量的確保と質的向上 2. 科学技術の振興 人材の養成、研究開発の推進、工業化対策の改善 科学技術者の不足17万人 3. 教育および職業訓練制度の確立 工業高校クラスの不足44万人 職業訓練、職業指導の重要性 (関係委員会または部会等) ○職業訓練部会 ○科学技術小委員会 ○教育訓練小委員会	ひがみの 是正 第6章 人的能力の向上と科学技術の振興 1. 労働力の量的豊富さの優位の確立 国際競争下の経済発展 →「人的能力の向上」 →「科学技術水準の向上」 →「国民生活の内容の豊かさ」 →「文化水準の向上」 (I) 人的能力の向上 ① 後期中等教育の充実により国民の能力水準の一般的向上 ② ハイタレントの養成 ③ 職業訓練制度の整備充実 ④ 科学者、技術者、技能者の養成 ② 科学技術の振興 科学技術振興の長期総合計画策定、科学者、技術者等の養成 etc (労働分科会) ○科学技術グループ	均衡のとれた充実した経済社会への発展 第4章 長期的経済成長条件の整備 1. 自主技術の開発 国際競争力の強化(資本自由化に対応する。) 2. 人的能力の向上 ① 中・高校における進路指導の充実 ② 後期中等教育の多様化 ③ 高等教育機関の教育条件の充実 (教員の確保、賃貸向上) その移動化、個性化 理工系比率の向上 ④ 賃格検定制度、能力中心的な方向への改善等 ⑤ 育英奨学制度の充実 ⑥ 大学院の充実改善	人間性豊かな経済社会を目指して V 発展基盤の整備 5. 技術開発の推進 6. 教育と人的能力の向上 長期総合教育計画の必要、当面重要な施策として ① 科学技術教育の充実 ② 職業訓練の整備普及及 ③ 情報処理教育の推進 ④ 國際化に対応する教育 ⑤ 生涯教育に対応する環境 ⑥ マス・メディアを利用した大学等 ⑦ 教員の人材確保と養成 ⑧ 自由時間の増大に伴う教育機会の整備

化、それによって規定される人事労務政策によって職業訓練の性格も大きく変わるのは当然といえる。

③職業訓練が社会的な労働力陶冶システムであるとすれば、それは国の労働力政策の基本的課題にも位置づけられる。〈表1〉に見られるように、経済計画=経済政策→雇用対策基本計画→職業訓練関係諸法規→職業訓練(職業能力開発)基本計画というプロセスでその大筋が方向づけられる。その際、〈表2〉に見られるように、経済政策では、国際的な職業訓練概念を裏書きするように学校教育、公共職業訓練を含めた内容になっている。とくに「国民所得倍増計画」、それをうけた「経済発展における人的能力開発の課題と対策」では、企業内的人事労務政策を含めた労働力政策と教育政策を一体化した概念として、人的能力開発という言葉を定着させた。¹⁹85年制定の「職業能力開発促進法」(以下能開法と略称する。)の職業能力開発も、その延長線上にある言葉だといえよう。

④上で指摘した経済計画=経済政策→雇用対策基本計画→職業訓練関係諸法規→職業訓練(職

業能力開発)基本計画のプロセスにあらわれた文言を簡略化して表現すると、職業訓練の実施主体は、国家主導→企業主導→個人主導ととらえることができる。しかし日本の職業訓練は、そもそも出発点から国家主導の職業訓練と企業主導の職業訓練とが二重構造になっており、とくに後者が前者を規定している。したがって個人主導とはいいうものの実態、本質も企業主導の職業訓練に包摂されたものにならざるをない。

⑤日本の職業訓練の性格は、③で指摘したように経済政策に規定されているのではあるが、その思想的、イデオロギー的背景には、ILO、UNESCO、OECDなどの国際的機関の条約、勧告はいちおう別として、とくに経済・政治そして経営のグローバリゼイション化以前から、アメリカにおける経済思想、イデオロギーにおおきく影響されていた。

職業訓練実施主体の国家主導→企業主導→個人主導への変化とその本質

(1)国家主導の職業訓練

①'50年代～'60年代前半までの労働力政策下

特 集・日本の技術・職業教育と職業訓練

の職業訓練は、明らかに国家主導であった。

技能者養成に限っていえば、「労働基準法」第7章の「徒弟制度の弊害排除」を趣旨とする規定によって監督行政の下におかれていたからである。しかし'51年の日経連「技能者養成制度改革に関する要望」では、これを助長行政を目的とすること、さらに'55年には「技能者養成機関の助成に関する要望」で「昭和28年度の倍額程度を計上」することを求めており、さらに'56年の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」では、「今後産業の要請に合致した量と質の基幹工を養成するには、この制度を助長する建前の単行法の制定されることが急務である」としいる。ただこの単行法の制定については、先に紹介した'51年の技能者養成制度改革の要望に代表される産業界の要請にこたえて、'52年の技能者養成審議会答申の付帯事項に、「この際政府は、わが国における技能労働力を維持培養し技能水準の向上を期するため各種の技能訓練を系統づけた包括的な法令を新たに制定する必要がある」とするのを、より積極的に推進することを意図した意見と見ることができよう。

また「職業安定法」の第2章第4節で規定する公共職訓練の前身である「職業補導」は、敗戦後の大量の失業者の訓練を目的していたのであるから、国の労働福祉政策として国家主導で行われたことは当然といえよう。しかしこれとしても、やがて新制中学校卒業者を対象とした技能労働者養成にふさわしい訓練期間、訓練内容を盛りこんだものに再編成される。これが33年職訓法の中心的事業である養成訓練である。したがって「職業安定法」の「職業補導」は廃止される。そして「国民所得倍増計画」では、「職業訓練は国民の理解が不十分な点を考慮して、これを社会的慣行として確立する必要がある」として、若年技能労働者の確保・養成の重要性を強調する。

うがった推測をすると、33年職訓法の成立した'58年には、中学校の「学習指導要領」も改定

され、従来、職業・家庭科が、技術・家庭科に変更され、学習内容も'57年に変更されたばかりの農(栽培、飼育、農産加工)・工(製図、機械、電気、建設)・商(経営、簿記、計算事務、文書事務)・水産(漁業、水産製造、増殖)・家庭(食物、被服、住居、家族、家庭経営)・職業(産業と職業、職業と進路、職業生活)の6群が、男子向きでは、設計・製図、機械、電気、木材加工、金属加工、そして栽培と、あきらかに第2次産業対応に変更され、女子向きも設計・製図、家庭工作、家庭機械、調理、被服製作(被服製作、編物、刺繡、染色)とさまざまがわりする。この変更を職業訓練を社会的慣行として確立する必要と結びつけて考えることは非常識であろうか。

②狭義の職業訓練は、はじめから二重構造をもったものとして出発した。

一つは大企業と中小企業との訓練の仕組みのもつ二重構造である。これは上で引用した「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」で、「大企業においてはこの新立法に基づいて単独に多能工・単能工の養成施設を設けることができるが、単独で企業内に養成施設を持ち得ない中小企業においては、共同養成方式を奨励してこれに国が助成の道を講ずるとともに、国または地方自治体が有力な技能者養成施設を設けてこれらの企業における養成を援助すべきで」であるとする。いま一つは、「経済発展における人的能力開発の課題と対策」で、「職業訓練は実地に即して行われるのが最も効果的であり、かつ自らの企業で将来使用するものを養成するという性格が強いので、職業訓練の主体は本来企業であるべきものと考える」。さらに「職業訓練の体系化は……縦断面での体系が問題である。すなわち、低い段階の熟練度から高い段階へ技能を向上させ、職長訓練等の監督者訓練に至るとともに、さらに現場技術的なレベルまで引きあげるコース、すなわち再訓練のコースが確立されるべきである。これらの主体も当然企業である」として、公共職業訓練と一線を画して

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

いる。事実、公共職業訓練修了生が、大企業に雇用されることはある。そもそも、公共職業訓練での訓練は、履歴の上で学歴にも職歴にもならない。

(2)企業主導の職業訓練

①'60年代後半以降、とくに'70年～'80年代にはいると職業訓練の企業主導は明確になる。

33年職訓法を廃止して新たに制定された昭和44('69)年「職業訓練法」(以下44年職訓法と略記する。)の第3条第1項で、「職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行わなければならない」と規定している。いわゆる生涯職業訓練の宣言である。この44年職訓法の'78年の一部改定にかかわって、当時の労働省職業訓練局長は次のように述べている。「生涯訓練の実施主体の問題について考えてみたい。……事業主は、その職場における技術の程度、生産方法等について充分知っており、労働者のニーズも、もっとも的確に把握し、もっとも適切な訓練を計画することができる。かくて、生涯訓練に於て、事業主の行う職業訓練や教育訓練の占める位置はかなり大きく、生涯訓練体制確立のため、これらの訓練の振興は重要な鍵となろう」と(中原晃「生涯職業訓練－その課題と方向－」労務行政研究会 昭和51年12月 p. 27～28)。

さらに'81年改定では、第3章「職業訓練」に、新たに第3節「事業主等の行う職業訓練に対する援助助成等」(第30条の2、3そして4)をおこし、第99条の2を追加して「雇用保険法」との関係を明らかにし、また第30条の2では「職業訓練に関する調査研究等」という条項で、従来職業訓練大学校の一部局であった調査研究部を拡大して、独立の「職業訓練研究センター」を設置し、これを「事業主等の行う職業訓練に対する援助助成」のための研究センターとして性格づけ、センター内に「企業内教育研究会」を発足させる。

そして'85(S. 60)年には44年職訓法をおおは

ばに改定した能開法が制定され、第3条「職業能力開発促進の基本的理念」のなかで、「この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、労働者各個人の希望、適性、職業経験等の条件に応じ」とする法解釈に、「職業能力の開発及び向上のための施策としては、……労働者の自己啓発に対する援助、助成の施策がある」とする(労働省職業能力開発局編著「労働法コメント⑧ 職業能力開発促進法」労働行政研究所p. 112)。しかし第9条では、「事業主がその雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務遂行の過程内においてまた当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第16条第4項に規定する公共職業訓練施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を当該事業主の行う職業訓練とみなし、当該職業訓練を受けさせることによって行うことができる」とある。そして第9条の職業訓練には、「事業主に対する助成等」を規定した第14条の2で「雇用保険法」第63条を根拠法として、企業内で行われるあらゆる教育訓練が助成の対象になる。このなかの能力開発給付金について、45歳以上の配置転換、定年退職後の再就職などの教育訓練があり、「労働者各個人の希望、適性、職業経験等の条件に応じ」と表現はおだやかだが、自らの責任でこれを選択せざるをえない仕組みを作っている。これらの法的措置は、きびしい「雇用調整」が進むなかで、個人主導の教育訓練というものの性格と本質を鮮明にしていく。

かくて能開法では、第3章「職業能力開発の促進」の冒頭の第1節に、「事業主等の行う能力開発促進の措置」が位置づけられ、ついで第2節に「国及び都道府県等による職業訓練の実施等」が置かれ、従来とは逆転した位置づけになり、職業訓練の企業主導体制が法的にも裏づけられることになる。以来、職業訓練という用語は公共職業訓練をあらわし、企業のそれを「教

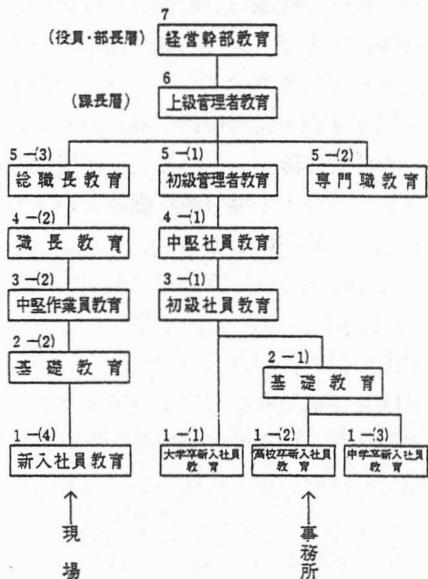
特集・日本の技術・職業教育と職業訓練

育訓練」とし、両者を含めて職業能力開発という言葉が登場する。

②本格的な企業主導の教育訓練は、'69年に日経連が公表した「能力主義管理《その理論と実践》」(以下単に「能力主義管理」と略記する。)にはじまる。

日本的リストラクチャリングは、最近はじまつたことではない。第1段階は'59年の臨時総会で、「経営権確立」のための「全国的運動を開闢」することを宣言し、そのカナメとなる「新労務管理の確立に関する決議」を採択し、翌'50年5月に「新労務管理に関する見解」を公表する。第2段階は、技術革新の進展、国際化への圧力が強まるなか、自己啓発を核とした職能別教育体系とならんで、(図-1)のような階層別教育体系を職能資格制度の浸透・確立めざした「能力主義管理」が'69年2月に公表される。しかしこれは、「73~'74年の第1次、「78~'79年の第2次石油危機、経営の暴走によるバブル経済、そして現在に至る底なしの不況という政治・経済・経営の危機のなかで根底から見なおされることになる。第3段階が'95年5月に公表された「新時代の『日本の経営』-挑戦すべき方向とそ

図1 階層別教育課程編成概念図



の具体策一」(以下「日本の経営」と略記する。)である。これは'70年代後半以降から積極的に進められてきた「雇用調整」を人事労務管理システムとして確立しようとしたものである。この過程でリストラ=人員削減という認識が定着する。これは能力主義管理の推進過程で、終身雇用、年功賃金の見なおしを旗印に現場中高年労働者を削減、排出し、これまで「聖域」とされていた40歳前後の管理職を含むホワイトカラーの成果主義人事考課の名によってリストラ=人員削減し、その延長線上に労働者を雇用契約の定めのない「長期蓄積能力活用型グループ」、有期雇用契約の「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」と3区分する「日本の経営」が成立する(「日本の経営」p. 33)。

この内部労働市場における生き残りをかけた激しい競争は、すでに職能資格制度と一体化された能力主義管理手法として位置づけられていた目標管理、CDP(キャリア・ディベロップメント・プログラム=経歴管理制度)、スキルズ・インベントリー(技能、人物評価表)、人物調査制度によって押しすすめられていた。しかし「従来の年功制の能力主義でありえなくなった点、その欠点を改め、長所を生かそう」(「能力主義管理」p. 22)としたこれまでの職能資格制度の見なおしを迫られることになる。とくに目標管理と結びついたCDPは、自己申告書を資料とした上司との面接、その結果を自己評価して自己的責任において能力開発コースを選択させる。これがこれまでの階層的・体系的教育にかわる選択型研修システムである。人事労務管理は、これを経営戦略に沿った能力開発として定着させようとする。かくて個人主導の能力開発は、雇用形態の多様化、雇用の流動化を課題とする企業主導の教育訓練に包摂されることになる。この内部労働市場における個人主導による能力開発を包摂した企業主導型教育訓練は、外部労働市場における職業選択にも影響を及ぼさざるをえない。すでに外部労働市場に排出された完

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

全失業者数が370万人をこえ、有効求人倍率0.53倍という条件の中では、個別企業のCDPと無縁な、抽象的な職種、職務を記載した求人票による再就職が困難を極めることはいうまでもない。

(3)外部労働市場における「キャリア形成」の意味

第6次、第8次、第9次「雇用対策基本計画」では、これまでになく多くのページをさいて若年者の雇用問題をとりあげている。とくに第9次には「若年層については、完全失業率の持続的な高まりによって、技能形成、能力開発に重大な支障が生じることが懸念されるばかりでなく、時間の経過とともに失業者の多いコーホート(同時出生集団)がそのまま高い年齢層に移っていくことにより、マクロレベルでの労働生産性や活力の維持など経済や社会全体への影響が生じる可能性がある」と深刻な予測を記している。これをうけた第7次「職業能力開発計画」では、「若年者の職業能力の開発」の項で「若年者については、職業意識の効果的な啓発をはかるとともに、若年者自らがその職業に関する適性の早期発見、動機づけ、キャリア形成に取り組んでいけるような支援を充実させる必要がある」としている。この計画では、これまでほとんど使われたことないキャリア形成という言葉が至るところで使われている。しかも「企業内におけるキャリア形成支援システムの確立」の項で、「事業主が、その事業にかかわる業務に必要な職業能力をできるかぎり客観化し、その雇用する労働者に周知すること、また、事業主がその雇用する労働者に対するキャリア・コンサルティングその他必要な相談、援助を行うことを促進する」とあるから、直接、間接の違いはあれ、上の②で指摘したCDPにつながっていくことは間違いない。

これまで中学校では、偏差値によって輪切りにしたうえで「あきらめさせる進路指導」が行わされており、高等学校の職業指導では、個人の職業的興味、適性よりも成績によって一人一社

主義というルールで就職試験に臨ませていた。この背景には次のような条件があった。一つは、「職業安定法」第25条の2「学生生徒等の職業紹介」の労働法コンメンタールの解説である。「わが国における雇用政策の重点の1つは年々学校を卒業して労働力化する新規労働力を近代的な雇用関係に編入していくことである。わが国の産業における基幹労働力はこれら新規学校卒業者によって充足されているのであり、その適正な充足がわが国における産業の成長の基礎になっている」としていること(労働省職業安定局編著「労働法コンメンタール④改訂版—雇用対策法職業安定法緊急失業対策法」労働行政研究所 昭和45年 p. 282)、二つには、財界・産業界の研究機関である日本経済調査協議会「21世紀に向けて教育を考える」で、「企業内教育は社会人に対する生涯教育という面をもちながら、その目的が教育にかける費用は労働力に対する投資の意味をもっているから、この投資対象が中途で他企業に流失したり退職したりしないことが前提になる。つまりそれは、終身雇用制のもとでの永続勤務という条件があつてはじめて可能なのである」というものである(日本経済調査協議会調査報告書84-6 昭和60年3月 非売品)。

だが、ごく少数の雇用契約の定めのない「長期蓄積能力活用型グループ」だけが永続勤務可能になるという状況、つまり終身雇用制が激しい内部労働市場での競争で数少ない勝者にのみ残されていることになれば、学校の就職のための進路指導ないし職業指導体制は混乱し、機能不全に陥らざるをえない。内部労働市場に参入できる唯一残された狭き門への誘導は、進学率の高い学校への進学、そのための受験戦争の勝者を選別する進学指導だけしかない。

8月20日の神奈川新聞には、全日制高校の就職率が11.1%、定時制高校が23.4%という信じがたい状況にあること、求人票は昨年の半分、まさに氷河期であると報じている。幼稚園を含む教育機関は、企業主導の社会システムの中に閉

特 集・日本の技術・職業教育と職業訓練

じこめられているといつても決して言いすぎではあるまい。こうした社会状況の中で、言葉の正しい意味での個人主導の能力開発が可能なの

であろうか。

(やまざき しょうほ・労働者教育研究者)

経済戦略と人材育成

竹内 真一

まえおき

最近の国際的テーマのひとつに、「経済戦略と人材育成」があります。最近の論議の焦点は、ハイスキル (high skill) の問題です。The highly skilled いう言葉は、その人的扱い手をさしています。公文書では、前者は高度職業能力と訳されています。中国では後者は「高級人材」とよばれていますが、どう訳せばいいのでしょうか。OECDの会報「高級人材の国際移動性」にはHRST (human resources in science and technology) という用語が使われていますが、「高級人材」とはなによりも科学と技術の領域の問題のようです。

わが国ではこれまでスキル (skill) は技能、熟練と訳され、「技」として、あえていえば知識と切りはなされて理解されてきました。しかし、最近ではスキルは知識と技能が融合した職業能力の意味で国際的に使用されています。ハイスキルという言葉の理解に苦労したのも、そうした事情があります。国際的にもいま、職業能力の意味の大きなとらえかえしがすんでいますが、そのことは職業生活との統合に多様な困難をかかえたわが国の教育学の再検討の刺激になるでしょう。ハイスキルは、その最先端のテーマです。

高度職業能力の育成が、経済戦略、科学技術戦略の当面の環になっています。わが国でも、文部科学省が提起した「トップ30」大学構想は、トップ20と数がへり、対象も大学院博士課程に

なりました。選考基準や手続きの公表はありませんが、対象を大学院博士課程にしばったということは、「高級人材」の養成が眼目だということを意味しています。

80代以降、世界の変化はペースをあげています。石油危機の後、日本と東アジア諸国の経済的躍進をうけ、資本主義の将来像をめぐる歴史的攻防が先進諸国間で、またその国内で激しくなりました。いわゆる新自由主義の政治的挑戦です。90年代には、ソ連圏の崩壊を引き金に「大競争」は地球的規模にひろがり、一般人だけでなく有識者まで当惑と混乱にまきこみました。貧富の格差が国際的に拡大し、9・11事件やアフガン戦争という歴史的な事件がおきました。

情勢の激変のなかで、かつて「経済一流、政治二流」と名声の高かった日本経済の（そして同時に教育の）評価も様変わりしました。

80年代後半には「ジャパン・アズ・ナンバーワン」が流行語になり、日本の経営、その一環として企業内教育も国際的にもてはやされました。当時の風潮を反映している報告書に『マイド・イン・アメリカ』(MIT 産業生産委員会、1989) があります。タイトルからわかるように、アメリカの経済的巻き返しのための戦略構想、そのミクロ経済的デザインを提起しています。そのなかで、職業能力の項では「作業員の技能の開発とその立ち遅れ」がはっきりとのべられています。

報告書はAグループ（職業教育が学校教育のなかでおこなわれる）ではスウェーデン、Bグ

ループ（職業教育が学校教育と別立てでおこなわれる）では、日本とドイツを重視しています。そして、特殊技能だけでなく、基礎的な技能開発も重視されているドイツと日本の現場訓練に注目しています。

もちろん、日本とドイツのちがいは大きい。日本では生産と教育の統合は主に学校外の企業内教育や共同職業訓練所という「私」的な関係で、つまり民間企業主導でおこなわれてきましたが、ドイツでは両者の統合は学校と企業の制度的な連携として、つまり「公」的に実現し、労働組合の発言権も大きいのが、そのちがいです。

こうした80年代の職業教育訓練の国際的風景は、90年代にはいると変わります。「大競争」の展開で資本主義諸国はなべて揺すぶられるわけですが、アメリカのグローバリセーション戦略による巻きかえしのなかで、「日本の経営」は深刻な変革をよぎなくされ、中間管理職をふくむ従業員の労働・生活条件は根底から不安定化し、また企業内教育の縮小も作用して従業員の労働意欲と士気の低落が憂慮されています。それは、企業内はもちろん、産業界と結びついた国家的レベルの研究においても、深刻な「不祥事」の頻発として報道されているとおりです。

いずれにしても、アメリカの巻きかえし、「大競争」の展開のなかで、かつて名声をほこったドイツと日本の学校教育や職業教育訓練は相当な再編を迫られています。ここでは高度職業能力をめぐる先進各国の経済戦略と人材育成を、できるだけ最近の材料で紹介したいとおもいます。

1. 「知識社会」論と高度職業能力

80年代の失業の深刻化のなかで、欧米先進国の労働力政策は完全雇用から完全な就業能力(employability)に重心を移動させます。フランスのミッテラン「社会主義」政権の政策転換が、その重要な契機になりました。高度職業能力の強調はこのような労働力戦略との関連での

検討を必要としますが、ここでは「知識社会」論の問題から入っていくことにします。

政策文書のキーワードとして最近、「知識経済」という言葉を目になりますが、それはこれから経済は知識基盤的なものになるということでしょう。高度職業能力の強調は、それと結びついています。こうした論議は、脱工業社会論の提起にはじまります。その口火をきったダニエル・ベル『脱工業社会の到来』(1973)は、社会の新しい「構造的な傾向」として、第一に「財貨生産経済からサービス経済への変化」、つぎに「改革の源泉としての技術的知識の中心的役割」(4、p. 2)をあげています。専門的技術的労働者の役割の重要性は、この二つの命題からでできます。

ベルの提起にはじまる脱工業社会(知識社会)論は、おおむね三つの命題から構成されています。①「知識の創造」が生産性と成長の源、②財貨の生産からサービスの引き渡しへ、③高度の情報・知識内容をともなう職業の重要性の増大の三つが、この議論の共通の特徴と指摘されています。

こうした脱工業社会論の組み立てについて、三つの過程は「構造的傾向」なのかという疑問がだされています。三つの傾向はそれぞれ独立したプロセスとして進展しているのであって、現実のなかでどのように絡みあい、「構造化」するのか、それとも別々に展開して独自の結びつきを示すのかは、歴史的展開のなかで検証することが必要というのが、その論旨です。脱工業化は三つの傾向がそれぞれに絡みあい、「構造化」の独自のタイプをつくりだすプロセスだという考えは、各国独自の経済戦略、人材育成政策の必要を提起しているようにおもいます。

高度職業能力の育成は、この脱工業化論、人材育成論の中核的な分野です。しかし、産業・職業分析から、つまり社会科学的にこの問題に接近する途上には、複雑で厄介な問題が横たわっています。

特 集・日本の技術・職業教育と職業訓練――

周知のように、コーリン・クラークは『経済進歩の諸条件』のなかで農業・工業・サービス産業の三分類論を展開しました。サービス産業は農・工業以外を包括し、その第三次部門を構成します。だから、茫漠としてひろがる第三次部門を分析し、具体的に精密化しようとする理論的営みが、その後重ねられることになります。

そのひとつに、情報をキーとしてサービス産業を分類する試論があります。たとえば、情報移転の有無に着目して第三次部門を「有形経済サービス」と「情報処理」に二分する考えです。有名なR・ライシュの職業=階層論はこうした見解を取りいれて構成されているとおもいます。

『The Work of Nations』のなかで、彼は「未来の三つの仕事」として「ルーティン生産サービス」、「対人サービス」、「シンボル分析的アナリスト」を提起しています（その批判については、私の「最近の階級論覚え書」（『経済』、2001年3月号参照）。そのなかで彼はシンボル分析アナリストの知的職業能力として抽象的思考、システム思考、実験的思考、協同と対話をあげています。彼の意見は、高度職業能力の内容を構成するうえでの理論的下敷きになっています。

脱工業社会論の対論として、現代を「脱工業」ではなく、産業革命の第三段階とする考えがあります。18世紀の第一次産業革命、19世紀の第二次産業革命をうけて、いまはその第三段階だというわけです。E. カステルの『情報社会』三部作（邦訳はない）は、その代表的なものです。その意見はシングルマンの産業・職業分析を下敷きにしています。

シングルマンはサービスを事業（producer）サービス、流通サービス、社会サービス、個人サービスの四つにわけ、産業の歴史的推移についても、クラークが農業→工業→サービスという移行を提示しているのにたいして、農業から工業とサービスが分岐するとのべ、財貨の生産からサービスへというように、二つの部門の関係を段階的移行とは考えていません。

カステルはシングルマンの見解をうけて、前述の四つのサービスは「生産過程にはじまる連鎖における活動場所にしたがって、雇用を分割する」（①、p. 207）と論じています。コアはあくまで財貨の生産だ、その財貨の生産を支援するとか、補足するとか、あるいは循環的に関係するとかするものとして、サービス諸部門の位置づけがきまつてくると考えているようです。

ライシュとカステルの見解では、情報に純化するか、工業との連関を重視するか、高度職業能力をとらえる上で、出発点がちがっています。

ここでは、もう少し、カステルの意見を追いかけましょう。

カステルが各国の統計分析から導きだした産業革命の第三段階（1970～）の産業・職業構成の特徴はなにかというと、農業雇用の極小化、伝統的な製造業雇用のしだいの減少という通説のうえに、産業ではサービス活動の多様性の増大、なかでも企業（business）サービスなどの事業サービスと健康サービスなどの社会サービスの増大、職業では管理・専門・技術職の急増、事務・販売職の「ホワイトカラー」プロレタリア化、そして職業構造は相対的に格上げされるが、同時に二極化するが列挙されています。だから、彼の第三段階論はサービス業の多様な分化と職業の上下分極化がポイントになっています。

しかし、この第三段階では、国別のモデルは二つにわかれます。各国の諸統計から作成された付表をふまえて、最初にアングロ・サクソン（サービス経済）型を検討しましょう。その特徴は製造業雇用の急速な縮小と情報社会への移行の加速化です。「多様なサービス活動の分化が社会構造の基本的要素」（①、p. 229）になり、そこでは保険雇用、そして少し程度をさげて教育雇用の増大にともない、事業サービスを上まわる社会サービスの持続する増大、管理的職業の膨張が指摘されています。

それにたいしてライン（あるいは工業生産）型があります。1990年頃までのデータでは、ド

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

イツと日本がそれに属します。製造業の雇用は減少していますが、なお相対的に高い水準を維持しています。そして、金融サービスは実際重要で、比重をましているが、「企業サービスは金融サービスよりもはるかに重要であり、しかもいつそう直接に製造業の企業に結びついているようだ」(①、p. 234)と、コメントされています。

ここでは、カステルの社会構造論、直接にはその二つのモデルを下敷きにして、職業能力論に移りたいとおもいます。

2. 職業能力—「アングロ・サクソン型」と「ライン型」

こうしたことを前提にして、二つの経済モデルごとに、人材構成（職業能力の分布）の特徴を考えたいとおもいます。

最初に「アングロ・サクソン型」についてです。アメリカとイギリスで目立つのは、職業能力の分極化です。90年代にダイナミックな活動能力をみせた金融サービス、エンターテインメント、航空工学、ハイテク、ソフト開発などの最先端産業で、経済活動を維持しているのは、世界的に傑出した高度職業能力をもつエリート集団といわれます。それにたいして後者、「ライン型」のドイツでは、高度職業能力をもつエリートと広い職業能力分布、そして相対的な所得の平等が、特徴として指摘されてきました。

イギリスを例にして、もう少しくわしく展開しましょう。イギリスでは、高レベルの資格と低レベルの資格（あるいは無資格）が大きな数を占め、中間レベルの職業資格、能力をもつものの比率は小さいのが特徴です。ある研究者はそれを「全景を考慮すると、イギリスはむらのある、あるいは“つぎはぎだらけの”高度職業能力経済」(②、p. 67)といっています。中間レベルの技術的職業能力はドイツ・日本に劣るわけです。

このように二極化した職業能力構成をふまえて、イギリスは競争戦略を展開しています。一

方では製薬・広告・メディアなどで「科学的」「起業的」才能をもつエリートが活躍し、その創造性が高付加価値をつくりだしているといわれます。なかでも、ウィンブルドン化している金融部門は目立っています。しかし、イギリスの競争戦略は市場保護、乗っ取りをとおしての成長、投資の海外シフト、独占力の追求、コスト削減とフォーディズム的諸変種に依存しているといわれます。「オプション、フューチュアその他のデリバティブはもちろん、M&Aや資産略奪から大きな収益がつくられるところでは、高度職業能力をとおしての生産性はたいして重要なものではないかもしれません」というG・ソロスの言葉は、イギリス経済のいびつなの的確な批判といえます。

他方、製造業の労働生産性は低い。それを雇用の弾力性、相対的に低い賃金と長い労働時間で、つまりいつでも契約自由の低賃金・長時間労働者で補っています。イギリス旅行で経験するように、小売直営店、航空サービス、ファーストフード小売店、国内のリテイル銀行業務は、弾力的で、低賃金の労働者に依存している代表的部門です。

このような職業能力の二極的展開はイギリス社会を「信用できない社会」に変貌させ、「人間と社会の解体」現象の拡大は、日本でも指摘されています（例えば、神野直彦『生活設計の経済学』）。

イギリスと対照的に、ドイツは金融などの部門の資本生産性は低いが、短い労働時間、高い大衆失業にもかかわらず、製造業は高い労働生産性を誇っています。

ドイツでは基礎・応用科学、工学の分野、産業別では化学と機械部門に、高度の熟練した「高級人材」（専門的な技術エリート）が蓄積され、そして同水準の職業能力をもつ相当な数の若い世代がまとまって労働市場に登場しています。ただし、これらの科学的、専門的職業のキャリア・ルートは移動性に乏しい、つまりかなり硬

特 集・日本の技術・職業教育と職業訓練

直したままであることが、ドイツの弱点として指摘されています。

しかし、ドイツの経済的競争力の大部分は、高品質製品を誇る製造業に支えられ、その製造業の競争力は各部門に相対的にむらのない分布をしめす中間レベルの職業能力の労働者に依存しています。このような職業能力を育て、職業的アイデンティティを陶冶したのは、ドイツの二元制教育訓練制度です。

ドイツの二元制にくわしく立ちいることはできませんが、この職業教育訓練制度は訓練費用のいくぶんかを社会化し、個別企業の利潤生産の枠内でおこなわれるよりも、「増大する弾力性に適応した新しい生産戦略に必要な多能的労働者」(③、p. 144) をはるかに効率よく送りだしてきました。

戦後の西ドイツ経済の成功に言及して、V・ストリークは、それを「高賃金なのに高い国際競争力をもち、同時に所得や生活水準の不平等があまりないような、そのような国民的に特徴ある社会諸制度によって管理された経済」(⑤、p. 53) であると規定し、その成功条件として・品質競争財にたいする世界的な製品市場の十分な大きさ・その製品イノベーションと研究開発への継続した高投資につづいて、戦後の成長期の人材育成についてこう語っています。

「一国経済の労働供給は、品質市場での需要の分量と性格にフィットし、こうした市場に供給するに必要な熟練を提供し、高熟練で高賃金の仕事を雇用するに十分なレベルでなければならない。(それにふさわしくない者) 以外の雇用は、公的、社会的教育ないしその両者にわたる労働市場政策によってなされるのであり、この政策によって、団体交渉や社会的市民権によって定められた高賃金を稼ぎうるレベルにまで、人々の熟練がグレードアップされるのである」(⑤、p. 65)。

もちろん、ドイツの金融、マーケティング、広告の「高級人材」はイギリスにくらべて薄く、

ソフトウェア、マルチメディア、バイオテクノロジー分野の「高級人材」育成は、当面の課題になっています。

3. イギリスとドイツ、その対照

職業能力構成からわかるように、イギリスの職業教育訓練制度はドイツとまったく対照的です。

イギリスは公教育制度にほとんどよらずに産業革命の先駆となりました。ビクトリア期の教育ボランタリズムの長い影から、イギリスはまだ抜けだせていないのでしょうか。この国では、大衆的な共同教育よりもオクスピリッジ——グラマースクールを軸としたエリート教育に持続的な優先権が与えられてきました。学位所有率は労働力の23%です。しかし、それは最近急速にのびています。とくに20歳代後半の同所有率は、ドイツの二倍近くになっています。

しかし、大衆的な公教育の発展に立ちおくれ、中等教育の制度的整備が弱く、技術的職業的教育は低い地位に閉じこめられたままであります。伝統的な徒弟制度が、最近までひきつづいて職業訓練の主座をしめていました。

中央政府のこの領域での介入が前よりも強力になったのは、皮肉にも「小さな政府」の徹底的推進を旗印にしたサッチャー保守党政権のときでした。1981年の雇用対策法は三者構成の産業訓練協議会のほとんどを廃止して法的強制力のない産業訓練組織をつくり、労働組合と教育関係者の発言力を弱めたうえ、地方教育当局の予算権限を大幅にけずって産業訓練組織に振りあてました。徒弟制度にかえて青年訓練スキームができたのも、このときです。しかし、その方策は実質的に成功せず、87年以降経営者が主導、統制する職業訓練制度に戻りました。

訓練の責任を個人と経営者に課し、団体による社会的統制を市場におきかえたこの政策は、アメリカの民間企業協議会をモデルにしたもの

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

でしたが、両国とも世界レベルの訓練と技術への到達という課題は棚上げになっています。ある報告書はイギリスについて「大人の30%は学校を卒業してから、公式的な教育訓練は受けていない」とのべているほどです。その結果は、さきの二極化した職業能力構成です。

産業革命の第三段階、「サービス経済」への諸変化は、経済のドイツモデルに変化をよびおこさざるをえません。

90年代の半ばには、中等教育卒業者でアカデミックな大学教育を選択するものが、二元制教育にはいるものを比率のうえで上まわりました。また、ドイツの経済的奇跡を牽引したフォルクス・ワーゲンで、解雇による国際競争の犠牲者がいました。二つの事件は、ドイツ社会の変化を象徴的に反映しているといえます。(③、p. 13~4)

ドイツ経済の困難の要因として、ドイツ統合の財政的負担があげられていましたが、最近では99年の時給でしめすとイギリスの9.8ポンドにたいしてドイツは16.4ポンドというヨーロッパ最高の労働コストや家電・自動車・機械器具製造業など高付加価値市場での競争の激化があげられています。今後ともドイツが広範な製造部門で技術的最先端を維持できるかが問われています。なかでもソフトウェア・バイオテクノロジー・マルチメディアなどのハイテク分野での動向が注目されています(以下の叙述は②によっている)。

社民党政府は「ライン型」労使関係の中心である共同決定の維持を変えていませんが、80年代以降共同決定の自由ゾーンは20%ひろがっています。企業レベルでも海外移転、外国企業との合併、国外投資の増大、リーン生産技術への転換がすんでいますが、短期の利潤生産の重視は研究開発の長期投資、企業の訓練への関与の減少を招くのではないかと指摘されています。

じじつ、企業の提供する訓練所の数は、91年以来着実に減少しています。理由は職業訓練の負担が重くなっていることです。学科目の理論的必要なアップによって学校への出席が丸二日になり、週労働日が削減されることにくわえて、部分的には訓練生の賃金や訓練費用の増加があげられています。ハイテク企業が訓練所をひきうけるのを避け、大企業もまた学卒新採の期待をつよめています。

二元制のもうひとつの困難は、職業能力の性格の変化です。ハイテク分野の仕事のために新しい訓練職種が必要とされ、多くの仕事は「多能工化」の傾向をつよめています。それは「非常に強力な職業的アイデンティティに立脚してきた二元制にたいする重要な挑戦」(②, p. 83)と考えられています。

これらの挑戦にたいして、二元制の改善の努力として、数多くの新訓練職種の開発や新しい訓練要綱の開発の加速化があげられます。マルティメディア・ハイテク・メカトロニクス等の分野では新訓練要綱がこれまでより短い二年の準備で法令化され、訓練職種の数も1945年の900から70年の627に、そして2000年の370へと集約されています。とくに機械工学分野の訓練職種は20から4にまとめられ、しかも4つの職業職種とも二年間の共同基礎訓練を共有するようになっています。

「基本資格」という構想の仕上げは労働組合の支持をえてすすめられてきましたが、職業訓練

主要諸国の労働者の部門別構成の推移

	USA		G B		ドイツ		日本	
	70	91	70	92	70	87	70	90
1) 抽出	4.6	3.5	3.6	1.8	8.7	4.1	19.8	7.2
2) 加工	33.0	24.7	46.6	26.3	47.1	40.3	34.1	33.7
製造業	25.9	17.5	38.8	21.1	38.6	32.2	26.0	23.6
3) 分配サービス	22.4	20.6	18.8	20.7	17.9	17.7	22.4	24.3
4) 生産者サービス	8.2	14.0	5.1	12.3	4.5	7.3	4.8	9.6
エンジニアリング	0.4	0.7	—	—	0.6	0.7	0.5	0.8
5) 社会サービス	22.0	25.5	17.7	28.9	15.7	24.3	10.3	14.3
6) 個人サービス	10.0	11.7	8.1	9.7	6.1	6.3	8.5	10.2

DATA E. Castells "Information Society" P. 283~293より算出

特集・日本の技術・職業教育と職業訓練

改革は変化する企業内の条件に熟練労働者が統合できる保証と考えられています。

職業訓練制度の内容では、外国語など一般教育の要件の格上げ、環境など当面重要な一般知識の強調、専門的技術的能力の要求事項の増大をふくむ新職業訓練要綱が、1997年に法令化されました。

他方、ベルリンとバーデン＝ヴュルテンブルク州では、ハイレベルの訓練を提供する職業アカデミーが開設されています。そこでは三年半の徒弟訓練とカレッジ卒業資格に匹敵する教育時間が組みあわされています。

ドイツの二元制の将来像はまだ模索の過程です。しかし、そこには再編のたしかな試みをみることができます。それにたいして、アング

ロ・サクソン型に追従している日本の現状については本誌の山崎論文を参照してください。

(本稿は労働総研・青年問題研究部会6月例会の私の報告を一部カットしてまとめたものです)。

(注)

主要な出典

- ①M. Castells "Castells" The Information Age: Economy, Society and Culture Volumel The Rise of The Network Society" 1996
- ②P. Brown, A. Green, and H. Lauder "High Skills Globalization, Competitiveness, and Skill Formation" 2001
- ③K. Gokulsing, P. Ainley, T. Toysome "Beyond Competence" 1996
- ④ダニエル・ペル『脱工業社会の到来』上下、1977
- ⑤コーリン・クラウチ／ウォルフガング・ストリーク編『現代の資本主義制度 グローバリズムと多様性』2001
- ⑥A.グリーン『教育、グローバリゼーション、国民国家』1997

(たけうち しんいち・労働総研理事)

高校における職業教育の現状と課題

林 萬太郎

はじめに

今日、高校における職業教育は就職難、専門的力量の低下、2003年度からの新カリキュラム実施、統廃合・再編、教員の世代交代など、さまざまな問題と困難に直面しており、解決の道筋さえ見えがたいかに思える状況にある。このため、現場教職員の苦悩は深く、時には「あきらめ」となったり、迷い・悩みとなって、高校職業教育の活力をそいでいる。この点を解決しなければ、職業高校の活性化はなく、揺らぎつづある日本の職業教育の基盤が回復する事もないと思われる。そのために、この小論ではいくつかの課題について現状を分析し、方向性を考えて見たい。

1. 「学力低下」「低学力化」を恐れない

入学してくる生徒の基礎学力が年々下がって

きて職業専門教育が困難になっているという声は、職業高校の現場とりわけ長年教え続けてきた専門科の教員の間に根強い。

この問題を考える場合、「基礎学力の不足」という現象を高校生全体の「学力低下」問題と、その中でも職業科における生徒の「低学力化」傾向とに分けて考える必要がある。

第1の「学力低下」問題についてのポイントは、職業科だけの問題ではないということであろう。今日、「学力低下」問題は多くの普通科や大学でも指摘されており、高校教育全体に共通する問題であるばかりでなく日本の教育の問題点として論議されている。

ここでは「学力低下」問題の原因として、次の点を指摘しておきたい。即ち、小中学校段階の教育で、改訂の度に詰め込みの度合いを増してきた学習指導要領と1990年以降に新学力観による指導が押しつけられた結果、基礎学力が身

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

に付かないまま「落ちこぼされた」生徒が制度的にかつ大量に作り出されているという事実である。すなわち、「学力低下」問題は子どもたちが怠けるようになったとか教職員が努力しないから起きている現象ではなく、文部行政の誤りの結果であり日本の教育の在り方の問題である。

第2の「低学力化」傾向は地域により学校によって違いがあるが、都市部の職業高校を中心には大きな問題となっている。これは高校進学率の上昇と受験競争の激化の中で職業科が低位に位置付けられているために、いわゆる「低学力」の生徒・「落ちこぼされた」生徒が職業科に増え、結果として「低学力化」が進んでいるものである。都市部の多くの県では私立高校の一部が序列の最底辺を構成し次に普通科「困難校」が存在しその後に職業科が位置していることが多いが、この意味では職業科も「困難校」というべき状況にある。

これらの結果として、基礎学力を身に付けられなかつた生徒が職業科に増えている。この中で従来の専門教育の内容とレベルを維持しつつ原級留置を防止して卒業させ進路を保障するには大変な努力が必要であり、このことが職業科の教職員に負担と悩みをもたらしている。

「学力低下」問題の原因は、文部省が日本の教育を一部のエリートと多数の「落ちこぼし」に振り分ける教育へと変質させたことにある。このことは日本の教育全体にとってはレベルダウンであるが、ごく一部のエリートと従順に従う多くの非エリートに分けたい財界・政府はこのことを見ない。したがって、学力問題を根本的に解決するには、学習指導要領の押しつけを中心とする文部省・教育委員会の指導を改めて、詰め込み教育と選別・差別の「新学力観」指導を転換することが必要であり、これを求める要求と運動を広げ、大きな世論にしていくことが必要になる。

一方、当面する生徒の「低学力化」傾向は、職業科を含む困難校における課題である。彼ら

にも学習し成長する権利はあり、公教育はこれを引き受けなければならない。「低学力」の生徒が入ってくることを拒否（足切り）・敬遠するのではなく、必要な条件整備は強く要求しつつ、教育実践を積み重ねていくことが必要であろう。

2. 「不本意入学」には出入り自由なシステムを

「基礎学力の不足」問題に次いで悩ましいのは、「不本意入学」問題であろう。埼玉県や長野県などの調査でも明らかのように、不本意入学のために高校での学習とりわけ専門教科の学習に意欲が持てず学習についていけなかつたり高校生活を楽しめない生徒が増えており、そのことが「授業が成立しない」状況や「中途退学増加」の原因になっていると言われる状況は全国に共通している。

この問題は先の「基礎学力の低下」とも関連し、高校生全体に共通する「目的意識がない」「学習意欲がない」などのいわゆる「無目的入学」と言われる状況とも関連するが、「不本意入学」そのものに限れば専門教育を行う職業高校ゆえにはつきりと表れてくる問題であると言える。

原因是明らかに、職業高校の教育内容や進路が中学生とその保護者及び中学校教員によく知られていないことにより、職業科での学習内容や卒業後の進路の状況を十分理解しないまま入学してくることにある。「こんな勉強をするとは思わなかつた」「職業科に来るつもりはなかつた」という事例は後を絶たない。

ただし、最近はこの問題は若干改善されているよう見える。原因としては、i) 最近、ほとんどの職業高校で中学生や保護者・中学校教員を対象にした様々な形での学校見学や体験入学が実施されており、この取り組みが一定の効果をあげていること、ii) ここ数年については不況のせいか「専門を身につけて高卒で働きたい。働いてほしい」という目的をはっきり持つ

特 集・日本の技術・職業教育と職業訓練

た生徒・保護者が増えていることの2点が考えられる。

不本意入学の問題を単純に「中学校の進路指導が不十分だからだ」とするのでなく、「働くこと」や「職業」についての正しい知識や理解が不十分なまま選択を迫られているという実態の改善を真剣に検討する必要がある。この問題は普通科にも共通する。

ところで卒業前の意識調査などによれば、「職業科に入って良かった」という生徒の割合はかなり高い。卒業前ということで自分への肯定意識や就職が決まっている場合の達成感などもあるが、不本意入学であったが専門の学習をする中で面白くなつたという生徒も多く見受ける。ここに見られる①「いったん入学した以上、その専門を学び続けるようにがんばってもらいたい」と日々奮闘している教職員の指導と、②「専門教育の力」とでもいうべき専門教育の魅力に私たちは自信を持ちたい。

一方、「どうしても続けたくない」という生徒が「簡単に」中途退学してしまうという現象も増えている。このような場合に、同じ学校の他の学科や他の公立高校にスムーズに転科・転校を出来るようにシステムを整備する必要があると思われる。さらには、定時制高校によく見られるように、職業専門教育の部分のリカレント教育を含めて、高校教育全体をもっと出入り自由なシステムにすることも検討されるべきであろう。

3. 「中退」の誤解を解く

職業科における中途退学生徒の増加現象、いわゆる「中退」問題は先の「不本意入学」問題と異なり改善の兆しが見られない。特に都市部では中退率が高く、かつ、年々悪化しているという状況がある。平均して大阪では卒業までに2割の生徒が、東京では実に3割の生徒がいなくなることになる。最もひどい数字としては、200名入学したのに99名しか卒業出来なかつた

(2000年3月)都立N工業高校の例も報告されている。

この「中退」問題については、あたかも職業科の教職員に責任があるかのような議論が多くなされ、一部の県では教育委員会の報告書にも職業高校の問題点として挙げられている。しかし、①職業科の中退率は本当に高いのか、②高いとすればその原因は何なのかについてはよく見てみる必要がある。

まず、第1点について考えてみる。各種調査によれば、全職業科の平均中退率が全普通科の平均中退率に比べて常に2~3倍高いのは事実である。しかし、しばしば最も目的意識の高い学科として挙げられる衛生看護科の中退率は非常に低いし、入学年度（即ち、入試倍率等の状況）によっても違い、同じ年度であっても学校（即ち、その学校の指導方針）によって違うし、クラス（即ち、担任の指導方針）による違いもある。しかし、この点は普通科でも同様であり、進学トップ校は非常に低く、困難校は高い。したがって中退率は職業科と普通科を問わず、地域により学校により学科によりクラスによりその状況は様々であるというのが正しい。

では、第2点の「中退率が高い原因」はどうか。この数字をどう見るかという点で興味深いのは大阪府学校教育審議会産業教育分科会に府教委事務局が提出した資料と説明である。これによれば「普通科平均と比較すれば職業科平均の方が高いが、入学時の学力で比較すれば差はなかった」ということである。つまり「職業科だから高いのではなく、中退率の高い低学力の生徒を多く引き受けているから高い数字になっている」ということになる。そうであれば、職業科は普通科困難校とともに「より困難な生徒を多く引き受けている」とことになる。

この事実に自信を持ち、より一層の困難校としての条件整備を求めつつ、「専門教育の力」を活用して一人でも多くの生徒が力をつけて卒業できるように努力することが求められている。

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

4. 就職保障を第一の課題として大切に

ここ数年、職業高校の進路指導室や職員室では「毎年、求人数の大幅で急激な低下が続いている」「特に、大企業の落ち込みが激しい」「学科指定をしない企業が増えている」「学校指定(指定校)で受けたのに、落とされる例が増えている」「今までのように、採用の約束をして貰えない会社が増えている」「求人企業の業種・職種の幅が広がり、専門と関係のない求人が増えている」「1次に落ちたら、次に受ける会社がない」などの嘆きが満ちており、今や「職業科でも就職を保障できない」事態さえ現実のものとなりつつある。職業科卒業生の就職状況といつても一様でなく、学科によって地域によって大きく異なるが、職業科全体の共通点を整理して見ると次のような点が挙げられる。

①職業科全体の平均就職率は47.6%であり、減ったとはいえ普通科の9.8%に比べれば、高卒で就職する場合については職業科の優位性は明らかである。

②また、「大企業の求人は回復する見込みはないが、中小企業の採用意欲はまだ強い」という指摘もある。もともと、職業高校は地域との関わりが強い学校といわれている。今後一層地域との結びつきを強めることが必要となっている。

また、本年3月に文部科学省・厚生労働省共同研究の最終報告書が出され、「一人1社推薦」についての見直し検討会議が各県に作られ、複数受験・応募を認める方向へ動きだしている。これについては日高教の見解にも示されているように、就職難の原因である求人拡大と就業保障に手を付けず、もっぱら高校生一人ひとりの「就労能力」(エンプロイヤビリティ)の向上に求め、就職の自由化をはかることでは、問題の解決にはならないばかりか、一層の困難と混乱を招く危険性が高いことを指摘しておく。

就職難の根本的打開には日本経済のあり方、

労働力政策や雇用政策の転換が必要であり、簡単なことではないが、中央では昨年10月に「高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会」(略称 就職連絡会)が結成されて、すでに2回のシンポジウムを開き政策提言を発表するなど活発に活動しており、今後の活動に注目したい。

当面の対応についても、就職連絡会の政策提言にも触れているが、学卒未就職者などの職業訓練の拡充(少なくとも、定員の10倍化)と改善(訓練の完全な無料化、訓練中の手当支給)などが必要であると考える。

5. 進学指導も専門教育の上に

職業科卒業生の進路も多様化してきている。近年は大学等への進学希望者も年々増加し、実際に大学・短期大学・専門学校へ進学率も上昇し続けている。さらに、最近は18歳人口の減少で、短期大学はもちろん、4年生大学でも年々入りやすくなっている。

進学希望者と進学率の増加傾向という事態を基本的にどう考えるのか。高校で学習した専門をより深めようという進学なら「良いことだ」といえるし、まったく違う専門への進学であっても「悪いことではない」といえるが、中には「何をしたいか分からぬが、すぐ働くのは嫌だから」という進学希望もある。

また、受験対策の選択科目の設置や進学コース・進学クラスの設置などの進学対策は現実に相当進んでいる。進学補習はほとんどの職業科で実施していると思われる。さらには、農業科や水産科・商業科・家庭科などで進学を学校の「特色」にしようとする考え方や動きが一定の広がりを持っている。これらの状況をどう考えるのかも大きな問題点となっている。

職業科である限り、職業専門教育がその特色であり重点であるから、大学受験競争に巻き込まれることのないよう、専門教育をたいせつにすることを忘れてはならない。したがって、大

特集・日本の技術・職業教育と職業訓練

学側には特別推薦枠や指定校枠の拡大とともに、専門科目での受験などの改善を求めるべきであろう。なお、生徒個々人については、生徒の希望であって条件があるのなら励ましていくことが必要であろう。

6. 役に立たない「資格・検定」はやめよう

まず、資格については大きく分けて「職業資格」と「国家試験」「技能検定」があるが、文部科学省がこの区別を曖昧にして推進しているという問題がある。高校で取得できる職業資格や国家試験はそう多くなく、大多数はほとんど役に立たない技能検定である。生徒も保護者も正確な説明を受けないまま、一つでも多くの検定に合格すれば進路に有利であると思わされていることが多い。学習指導要領でも、「課題研究」の内容で「職業資格」と記述するなど、技能検定を職業資格と混同しているが、明確に区別すべきである。

次に、商業科に多く見られる検定合格を目的とした授業の進め方は問題が大きい。検定に合格することを目的にし、本来の授業を実施せずに検定の問題集中心の授業を行うような場合は直ちに改善すべきであると思われる。検定の担当者が合格者数を競い、合格者を多く出す先生は「良い先生」という誤った評価もあると聞く。

検定には系統的な理解ができていなくても合格できるものもあり、合格しても、基礎的な内容が理解できていない生徒もいる。もちろん検

定を否定するものではなく、意欲を盛り上げるためにそれを一つの手段として取り組ませるのは意義があるが、それを目的にしてはならない。また、検定合格が目的となつた場合、操作主義的な学習に陥り、高校で身につけるべき真の「生きる力」が身につかないことも考えられる。

さらに、受験料も高校生が受験するには高額過ぎるものもある。学校によっては、強制的に受験させ一括集金している例もあるが、受験はあくまで希望制にすべきである。

以上、職業教育をめぐる諸課題のうち、いわゆる「入口」と「出口」にかかるいくつかの問題について検討を加えたが、「インターンシップ」「産業社会と人間」「課題研究と総合的な学習の時間」「フリーター問題」「統廃合・再編問題」「総合募集」「条件整備」などその他の問題については、紙幅の関係でふれることができなかつた。

また、一般に高校における職業教育と言えば職業高校だけのことと限定してとらえ考察する議論がまだまだ多いが、筆者は高校における技術・職業教育は普通科・総合学科を含むすべての高校の課題であるとの認識に立っている。したがって、本来は総合学科や普通科における技術・職業教育のあり方についてもふれるべきであるが、別の機会に譲りたい。

(はやしまんたろう・日本高等学校教職員組合中央執行委員)

次号No.49（2003年冬季号）予告

巻頭論文 現在の失業問題と「公的雇用・就業拡大による雇用創出のための緊急提言」
の意味

特集 産業「空洞化」と失業・雇用・地域経済

その他、国際・国内動向、書評、新刊紹介 他

国際・国内動向

健康増進法とWHO路線の矮小化 —健康自己責任と医療費抑制の強化

日野 秀逸

第154通常国会で健康増進法が成立した。マスコミの扱いも小さく、健康保険法や老人保健法などに関わる個人負担大幅引き上げや、保険料引き上げが大きく取り上げられたこともあり、陰に隠れてしまった感がある。本小論では、健康増進法が健康の自己責任を法制化する内容であることを確認する。次に、厚生労働省がWHOの総路線を矮小化していることを示す。最後に、とりわけ厚生労働省が黙殺を続けている、WHOとユネスコが1988年に開催したリガ会議の内容を紹介する。

1 健康日本 21

健康増進法は、2000年に『健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動について）』として発表された厚生省サイドの報告書に法的な裏付けを付与したものである。「健康日本21」の基本方針は、「医療費適正化」であり、このことは省内の主管が保険局企画課という保険財政担当部門であることからも容易に理解できる。方法論的には「個人」を「個別指導」するものであり、公衆衛生の手法ではなく、企業の健康管理手法である。「健康日本21」では、後述する「オタワ憲章」に親近感が示されるが、実際の内容では、オタワ憲章が指摘する環境改善は後景に退き、個人の生活習慣改善が前面に出ていている。(1)

2 健康増進法への批判

健康増進法案は、「国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定める」(第1条)こ

とを法案の目的にしている。しかし、国の責務を健康増進に関する情報提供に矮小化し、国民に対しては健康の増進に努める責務を課している。特に、法律としては「生活習慣病」という用語を初めて採用し、健康・疾病の自己責任論を法律によって国民に押しつけている点は、看過しがたいものである。以下、問題点を列記しておく。

第1は国の責任の矮小化である。第3条で「国…は、健康の増進に関する正しい知識の普及、…情報の収集、整理、分析及び提供…に努めなければならない」として、国の責務を情報提供に矮小化し、憲法第25条「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」から著しく乖離している。

第2は国民に対する責任の押しつけである。国の責任を矮小化しながら、第2条(国民の責務)で「国民は、…生涯にわたって…健康の増進に努めなければならない」とし、国民には責務を課していることである。国民は自助努力で健康増進に努めよというのは、WHO憲章前文の「到達しうる最高水準の健康を享受することは、……経済的又は社会的条件によらず万民の有する基本的権利の一つである」とする規定に明らかに抵触している。

第3は、健康増進法が、上記のように疾病的自己責任論を強化し、医療費抑制を狙う「健康日本21」に法的根拠を与えるという点である。「健康日本21」は保険局企画課が主管して、「2

国際・国内動向――

兆円の経済効果が生ずる」(旧厚生省地域保健・健康増進栄養課長)という医療費抑制効果を狙った計画である。

第4は、健康増進法が「国民の健康増進の推進に関する基本的事項を定める」ものであることから、上記の3つの問題点が、広く公衆衛生の諸分野にも、具体的には母子・学校・老人保健、労働衛生等の諸分野にも貫かれ、憲法第25条に立脚する公衆衛生の諸原則が骨抜きにされしていく危険性である。(2)

3 WHO の総路線

さて、「健康日本21」から健康増進法に至る議論において、厚生労働省さらには多くの研究者が完全に黙殺したのが、リガ会議・決議である。以下、WHOの路線について簡単にまとめておく。まず、「健康づくり」は、ヘルスプロモーション（健康促進）と同じではなく、そのほかに、病気の予防、早期発見、治療、リハビリ、さらに治すことが困難なものについては緩和ケアなどがあり、これらの全体が「健康づくり」の内容である。しかし、日本における昨今の傾向は、ヘルスプロモーション、わけても生活習慣だけに絞って「健康づくり」が語られることが多い。

健康にかかわる国連の専門機関としてWHO（世界保健機関）が設立され、1948年にWHO憲章が定められた。憲章前文では、「公衆が精通した意見を持ち、且つ積極的に協力することは、人民の健康を向上する上で最も重要である」という視点をうちだし、「各國政府は、自國民の健康に関して責任を有し」と行政の責任論を明確にし、「この責任は十分な保健的及び社会的措置を執ることによってのみ果たすことができる」と、精神論や計画づくりだけでなく、十分な措置をとることを義務づけた。したがって、健康増進法はWHO憲章前文に照らしても問題が多いことが理解されよう。

とはいえ、憲章は、基本方針でしかない。実

際のところはどうなっているのか。1977年のWHO総会では、戦後の歩みを総括し、世界中の人々が、まだまだ満足すべき健康水準には到達していないことを確認した。翌年、ユニセフと共同して、旧ソ連・カザフ共和国の首都アルマ・アタで会議を開き、「2000年までにすべての人に健康を」という宣言を採択した。これがアルマ・アタ宣言である。アルマ・アタ宣言には、先進工業国の疫学調査も、非同盟諸国も含めた発展途上国の積極的な取り組みも反映された。

この宣言の中心的視点は、保健・医療サービスが「地域共同体の個人と家族に、彼らの全面的な参加を通じて、自立と自決の精神に基づいて提供されるべき」だとしている点である。外国からの援助をうけて病院をつくるのではなく、地域にいる人々が地域にある資源を最大限活用することが重要だとした（もちろん、援助をうけなくていいということではない）。内発的健康づくりにほかならない。

一方、先進国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本と西欧）が1986年に、オタワで「ヘルスプロモーション会議」を開催した。レーガン・サッチャーの時代に、福祉国家から「新自由主義」国家への転換が叫ばれた時期に、医療費抑制という問題意識を底流のひとつとして、主に健康促進をとりあげた。「ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善していくことだ」とか「自ら備えをなし、慢性疾患や傷害に対処していくことが本質的に重要である」、さらに「個人、コミュニティー・グループ、保健の専門家、保健・医療機関と政府が——責任を分かちもっている」などの記載は、WHO憲章や後述のリガ決議のような明快な行政の責任論とは乖離がある。「自分でやりなさい」という方向に流れやすい弱点を持っていた。オタワ会議では、「健康を支援する環境の創造」も議論された。これについて、単純に食生活などに絞る考え方等あまりにも経済的、政治的方向性を薄めすぎたという反省が

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

WHOにも生まれ、もっと環境を広い意味で捉えるべきだとして「身体的環境とともに、社会的、政治的、経済的、文化的環境」(スンズヴァル会議、1991年)であるということが確認された。

4 健康づくりをめぐる世界的な流れ

アルマ・アタ宣言以後の10年間を総括するために、88年に旧ソ連のラトビア共和国の首都リガで会議が行われ、2000年までの方針であるリガ決議が採択された。WHO教育局のディロンとフィリップが1994年に刊行したHealth promotion and community action for health in developing countriesの第1章が、Health for all: global well-beingであり、WHOの総路線をまとめている。彼らによれば、アルマ・アタ宣言では、健康を社会開発と社会的平等、社会的公正の一環として位置付けた。リガ会議では、社会的・政治的行動、住民の健康に対する政府の責任を強調し、健康を促進させることは発展途上国にとっても先進国にとっても共通的課題であることを確認した。アルマ・アタからリガへと発展させられた戦略がWHOの総路線だ、としている。さらに、健康とは、健康な生活スタイルや生活習慣をこえた地域の幸福を含むものだと規定している。ライフスタイルが健康でなければならないのだけれど、そのためにも地域という視点が必要である。ここでも、広い意味での「環境」が大切である、という基本的な立場が提起されている。なお、この視点に立った取り組みとして、ヨーロッパでは健康都市プロジェクトが実施される。

リガ会議においては、1人当たりの所得を尺度としたランクと、乳幼児死亡率を尺度としたランクをくらべ、10年間の健康改善が著しい国として、コスタ・リカとスリランカ、インドのケララ州をあげ、それらの国での健康水準に関

与した主要な3要因をとりだした。第1に、女性の教育水準および女性の社会的自立の度合い。スリランカは女性の首相を輩出するなど女性の社会参加が著しい国で知られる。第2に、健康を重視する持続的政治的活動が存在すること、特に、人民的または急進的な政府が存在し、適切な教育システムと保健・医療システムが供給されていることである。コスタ・リカは中米の小さな国であるが、軍隊を持たない国として大統領がノーベル平和賞を受賞している。ケララ州は、インド共産党を主軸にしたいわゆる革新自治体である。第3に、保健・医療制度が全住民をカバーしていることである。

日本はたしかに先進国で疾病のパターンも先進国型である、政府が常に国民の健康を優先させてはいない。過労死や生活苦からの自殺が先進国に類の無い高さになっているなど、むしろ発展途上国ともいえる。発展途上国と先進国の双方にあてはまるものとしてアルマ・アタ宣言やリガ決議があり、これらがWHOの総路線の骨格である。これらは日本国憲法にも通じるものがあり、厚生労働省のすすめる「健康日本21」や新自由主義的な健康観、医療費抑制路線との対抗軸になりうるものである。

- (1)「健康日本21」に関する批判的検討として、篠崎次男「介護保険をめぐる運動」(中西啓之・篠崎次男・石川満『介護保険と住民運動』、新日本出版社、2000年)が優れている。
- (2)健康増進法に対する包括的批判として、「健康増進法は国の責任を放棄するもの——公衆衛生の諸原則を覆す危険な企図」(全国保険医団体連合会・地域医療対策部部長見解(『保団連資料』No.198、2002年4月))がある。小論でも、この批判の骨子を採用している。
- (3)WHOの路線については、日野秀逸「日本国憲法と健康づくり」(『住民と自治』2002年5月および日野秀逸、「地域医療はなにをそなえるべきか」、『講座・日本の保健・医療第3巻』労働旬報社、1990年)。

(ひの しゅういつ・常任理事・東北大大学教授)

国際・国内動向

ブッシュの戦争と米国の労働組合

岡田 則男

ニューヨークとワシントンそれにペンシルベニア州での同時ハイジャック・テロからちょうど1年経った9月11日のその翌日、ニューヨーク入りした。JFK国際空港からシャトルバスで地下鉄駅に向かうとき、左手に米大統領専用機「エアフォース・ワン」が見えた。この日、ブッシュ大統領は国連総会で、イラクのフセイン政権にたいし、国連決議を順守するかもしくは軍事攻撃を受けるかと、異常な脅迫演説をおこなった。

マンハッタンのユニオンスクエアに掲げられた手書きのメッセージのなかに、「戦争ではなく平和」を望む声が多いのが印象的だった。

その一方で、街角の食料品店にもレストランでも、歩道に面した大きなガラス窓を全部覆ってしまう大きな星条旗が目につく。ニューヨークでも最大規模の4階建ての書店は、1階の入り口に、軽く百点を超える9・11関係の本が、平積みというより山積みで売られている。なかでも消防士の英雄的な活躍をたたえたものが目立つ。

ニューヨークからワシントンへ向かう列車では、昨年の9月11日以降、諜報機関要員志望者が増えているという座席備え付けのパンフレットの記事に驚いた。中央情報局(CIA)、連邦捜査局(FBI)のほか、国家安全保障局(NSA)などだが、昨年9月から今年7月にかけてNSAにはなんと、6万1,000通の履歴書が送られてきたという。FBIでは2月に初めて、捜査官の公募を開始したところ、半年で5,200通の申し込みがあたと書いてある。こんなところにしか、やりがいのある仕事はないのか！

戦争体制国家づくりと労働組合運動

大統領選挙の間に行われる総選挙にあたる「中間選挙」を11月に控え、ブッシュ政権の戦争政

策が大きな論争点になることは間違いない。9月11日の同時多発テロ以降、何十万もの労働者が職を失い、厳しい状況におかれてきた。AFL-CIOは、景気回復と言われながら、就職できない人が980万人もあり、その数は増え続けているという。

その半面、「国家の安全保障のため」を表看板にしたリストラと、労働者の組織的抵抗をいつそう困難にする政府の反労働者攻勢が強まっている。

その最大のものが、ブッシュ政権が議会に提案している「ホームランドセキュリティディパートメント」(DHS=国土防衛省)の創設である。下院で承認され、上院で審議されているこの新設省は17万人の政府労働者を擁する巨大な政府機関。沿岸警備隊、出入国管理局、国境警備など22の既存の機関を統合する半世紀に一度の大再編になるといわれる。この法案で大きな問題とされているのは、団体交渉権も、一般の公務員を保護する現行の法的措置も適用しない、つまり労働者の権利を奪うことができるというものだ。DHSができると、現在国家公務員組合であるAFGEの組合員5万人が統合されることになるが、それらの組合員の権利が、まずは奪われるということだ。

一方、西海岸では、沖仲士・倉庫労働者の組合(ILWU=1万500人)が、労働協約改定交渉でたたかっているが、これは港湾労働者と資本・政府との対決の様相を示している。1982年のレーガン政権下での航空管制官のストライキでストラウド労働者が追い出され組合つぶしを受けた経験に似ているといわれている。

ILWUは1971年にコンテナ・クレーンの導入で大幅人員削減が強行されようとしたとき西海岸の港湾労働者を結集してストライキでたた

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

かつたように、「たたかう労働組合」として知られる。西海岸の港湾労働者は、すべての港に共通の労働協約のもとで働いている。逆に、ひとたびストライキになると、すべての港がいつせいにストライキに突入する仕組みになっているが、これが崩されると、シアトルでストをしてもロングビーチでは船積みおろしができるわけだ。それだけではない。仮にストライキが行われたばあい、政府は代替要員として海軍の兵員を投入することができるというのだ。ブッシュ政権は、昨年9月11日いらい、テロとの戦いの名の下に非常事態を宣言したままだ。それを適用して「戦時」だから軍隊を使える、というようにする。それは、絶対にストライキを抑止する手段として、地方の自覺的労働組合（数はきわめて少ないが）などが、強い警戒を表明している。

戦争反対を鮮明にした組合、「戦争」を語らないAFL-CIO

ニューヨーク滞在中、ハリー・ケルバー氏という、古参活動家に5年ぶりに再会して、しばし懇談した。コーネル大学の労働講座の開設に尽くした人で、労働組合運動の民主化のために80歳を超えたいまも、みずからウェブサイトを開設して発言を続けている人だ。彼が力を込め

て、「AFL-CIOにはジョン・スウィニー議長のほか51人の執行委員会を構成する副議長がいるが、ブッシュ大統領が対テロ戦争を宣言してからのこの一年間、アフガニスタンもパキスタンも中東もアルカイーダも、ペントAGONの戦争準備についても、一切口にしない。ブッシュ政権に、戦争をどんな条件でも、いかなる期間でも、いくら金をかけても、戦争をしてもかまわないという白紙委任条を与えたということだ」と、これはどうしようもないといった表情で語った。

イラクに対する先制攻撃をふくむ米国の政策に明確な反対をつきつけた労働組合の全国組織は、UE（米電気・ラジオ・機械労働組合）だ。ノースカロライナ州ラレイで開催したUE定期大会は、全会一致で「イラク侵攻反対」の決議を採択した。イラク侵略は、労働者の利益にかなうものではない。地方的には、ワシントン州労組評議会とサンフランシスコ労組評議会がそれぞれ8月の大会で、対イラク戦争反対をかかげた。

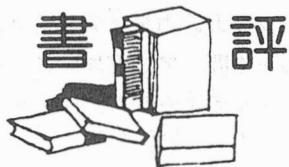
ブッシュ政権の先制攻撃を前面に押し出した戦争政策は、じつはアメリカでは国内の労働者にその矛先が向けられているのだ。

(おかだ のりお・ジャーナリスト)

労働総研社会保障研究部会・公開研究会のお知らせ

- テーマ 小泉税制改革と社会保障
- 報告者 池袋経理事務所所長、立正大学法学部教授（税法学担当） 浦野 広明
- 日 時 2002年10月25日（金）18時より
- 場 所 ユニオンコーポ2階会議室
東京都北区滝野川3丁目3-1 電話03-3940-0523
- 道順 ①池袋東口から都営バス王子方面行きで「滝野川三丁目」下車、進行方向王子駅方面へ1分左側（ロイヤルホストの手前）
②都営地下鉄西巣鴨駅（A2出口）から明治通り（上は高速道あり）を王子駅方面へ4分左側（ロイヤルホストの手前）

書評



相澤與一編、
労働運動総合研究所監修

『社会保障構造改革 —今こそ生存権保障を』

西岡 幸泰

まことに絶好のタイミングで本書が刊行されたことを心から喜びたい。

本書の最大の特色は「労働者・国民の側に立って日々奮闘している人々に勇気を与え、運動の方向性を見出してもらえる本の刊行」(編者「あとがき」という、そういう明確な目的をもっていることであり、また実際に、社会保障制度のほとんどすべての分野にわたって目配りの行き届いた論述を展開して、小泉「社会保障構造改革」との思想的・理論的・政策的対決点を、総論的にも各論的にも、明快かつ積極的に提起していることがある。なお編者「あとがき」によれば、労働総研・社会保障研究部会における長年の調査・研究活動を踏まえて、最終的に本書の骨格が定まったのは、小泉内閣の発足と同じ時期の、2001年4月であったという。多忙を極める執筆者各位が、しかも激動の1年間に、本書をまとめあげられたことに心から敬意を表したい。

*

先ず、本書の構成と12名におよぶ執筆者の主要な論点等を紹介することから始めよう。(なお、執筆者の肩書きは本書巻末の奥付によることとし、また敬称等は慣例にならって簡略にさせていただくものとする。)

冒頭に「今こそ生存権を声高く」という副題を付した「はじめに」という、決して短くはない論述がある。これは名著『権利としての社会保障』(1964年)の著者である小川政亮(日本社会事業大学名誉教授)の執筆である。ここで小川氏は、社会保障の核心をなす生存権の理念と法的保障のあり方、そして今日的課題を明快に説示するとともに、現在わが国で争われている社会保障裁判につき(ハンセン病賠償訴訟など、最近結審したものも含めて)、これを

詳しく紹介しており、「人民の闘いは先進的闘いに学んで必ずや失地を奪還するであろう」と結んでいる。なによりも先ずこの「はじめに」を読むことを読者に強く奨めたい。

*

本書の編者である相澤與一(福島大学名誉教授)が「序章 社会保障『構造改革』の展開と社会保障理論」で、本書の全体を貫く基調的論述を行っている。相澤氏は、先ず「生活過程」とその「社会化」、「国家独占資本主義」、「福祉国家」はじめ「ケインズ主義的国家独占資本主義」、「ネオ自由主義・新保守主義」、「グローバリゼーション」などのキーワードを綿密に吟味する。そうした理論的・歴史的考察を経た上で「今日的な若干の基本問題」を5項目にまとめて、これを総括的に論究し、また「民主的な福祉社会と福祉国家と福祉世界を」という課題提起を行う。そして、「社会保障運動の原則」および「社会保障労働者の役割」を説くことで、全体を締めくくっている。

周知のように相澤氏には社会保障に関する多数の著作があり、その先駆的で明快な論説は多くの研究者を惹きつけてきた。本書「序章」は、最近の学界における国内的・国際的諸論争を真正面に見据えて、これにつき相澤氏の従来からの所説を今日的状況の下でさら敷衍展開するという意欲的な力作であると見る。しかし、紙面の制約によって論述が高度に濃縮されているので、国内外の学界論争に不案内な読者にとって多少難解な箇所が少しあるかもしれない。

ともあれ評者としては、相澤氏が多年の研究蓄積をもつ国家独占資本主義的社会政策論をさらに今日的状況のもとで理論的に深め、この視点から社会保障論および福祉国家論をポジティブに再構築しよう

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

とする精力的な嘗為に敬服するとともに、そのさらなる展開に強く期待するものである。

*

ところで、こんな調子ですべての執筆者の論点を紹介しコメントしていくならば、与えられた紙面を全部使い果たしてもまだ足りないことになる。そこではなはだ不本意ながら、次からは思い切って簡潔に紹介するものとさせていただきたい。

「第1章 現代における労働・生活問題の諸側面と社会保障・社会福祉」は、草島和幸（労働総研常任理事）による「雇用・失業問題と政府の雇用政策」と島田務（全国生活と健康を守る連合会会長）による「貧困とナショナル・ミニマムをめぐる問題」の二編からなる。小泉「社会保障構造改革」に対決する政策的最重要課題としてのナショナル・ミニマムの確立について、草島氏は特に労働組合運動の観点から、島田氏は国民生活の観点から、その今日的意義を明らかにし、最低賃金制および公正労働基準などの確立をめぐる理論的・運動的課題を具体的に提起している。

「第2章 社会保障の現状とわたしたちの改革課題」においては、年金・医療保障・介護保険の三つの分野につき、公文昭夫（年金実務センター）、相野谷安孝（中央社保協事務局次長）、朝日健二（医療福祉総合研究所）の三人がそれぞれ分担執筆している。いずれもエキスパートの筆によるところの、刮目すべき論点に満ちた新鮮な論稿である。

ここで一つだけ挙げるならば、公文氏の「公的年金『構造改革』戦略」である。かねてから評者にとって、今日の医療・健保改悪反対運動に比べて年金制度大改悪に反対する運動が弱いのはなぜかということが“ひそかな疑問”であった。こうした“疑問”が評者の勝手な思い込みに過ぎないことを教えられただけでなく、「改革をめざす総合的な運動の構築」への展望を見通す目が開かれた思いである。もしも評者と同じ“疑問”を抱く読者がおられるならば、ぜひひとと公文氏の論稿を一読されるよう奨めたい。

*

「第3章」は、江尻尚子（元日本医労連委員長）「医療労働者の実態と運動」、春山明（労働総研理事）「労働組合は職場地域からどう取り組んでいくか」、原富

悟（埼玉県労連事務局長）「地方・地域の社会保障運動と住民自治」、大野茂廣（東京民医連事務局次長）「N P Oと地域づくり一運動の担い手をどうつくるか」の四つの論稿から構成されている。各論稿とともに「政策論」と一体となった「運動・組織論」を貫したテーマとしており、この第3章が、他の類書にみられない本書の特色を最も鮮明に打ち出しているものといえよう。

評者の個人的関心からみて、ここでもっとも惹きつけられたのは、一つは埼玉県社保協の介護保障運動への取り組みの経緯を紹介し、そこから引き出された教訓を普遍化しようとする原富氏の論稿である。もう一つは、東京多摩地区で1999年に設立された「特定非営利活動法人・地域福祉サービス協会」（略称A R S）の活動を紹介しつつ、N P O活動をめぐる理論的問題と実践的課題を整理している大野氏の論稿であり、これから論議と実践に大きく貢献するだろう。

本書の最後に位置する「第4章 社会保障と財源問題—国民本位の財政構造改革こそ優先されるべき課題」は唐鎌直義（専修大学教授）の執筆である。唐鎌氏は「国庫負担の増額は資本家負担を免責することに繋がるので好ましくない、という一見正当と思える議論をしばしば耳にすることがあるが、しかし、そう結論づけるためには、資本家負担を高めるための政治的な方法論を具体的に提起することが必要だ」と指摘したうえで、社会保障制度における国庫負担の実態を克明に分析する。そしてわが国の場合、「国庫負担率の引上げは社会保障拡充に向けての当面の一里塚であることは間違いない」と述べる。論旨は非常に明快で説得的であり、また示唆的である。

*

小泉「構造改革」の冷酷で醜悪かつ凶暴な本性が余すことなく日々明らかになっている時に、本書が刊行されたことの意義はきわめて大きいと思う。そこで評者も、本書によって啓発され触発された一読者として、あたかもシンポジウム会場のフロアにいるような気持ちで、一言だけ発言させてもらうこととしたいた。

それは、いわゆるネオ・リベラリズム、あるいは新・保守主義のイデオロギーのもつ危険な本質につ

書評

いてである。それは二つの剣をもって社会保障の理念と制度に襲い掛かっているとみたい。

一つは、いわゆる市場原理至上主義の剣である。それはたんに「万物の貨幣化と商品化」を賞揚するだけでなく、そのなかに軍事力を含む強力な国家権力の再構築・再貫徹を内在させたところの「市場化」「民営化」にはかならないことである。USAにおける実状がその典型である。わが国でも、この本質は同様であって、例えば国立病院・自治体病院等の「民間移譲」の実態を具体的に検証すれば、「民営化」といふ外縁の裏に、政官財癒着構造と権力的統制支配の再強化が狙われていることが明らかになろう。したがって私たちの課題は、たんに「民営化・営利化の阻止」だけで完結するものではなくて、それを本来のあるべき姿に立ち直らせ、「国民のための、国民による、国民の医療・福祉サービス」の担い手の一つとして、これを発展させることにつなげていかなければならぬと思う。

もう一つは、リバタリアニズム（自由至上主義）で研ぎ澄ました「公平性」の剣である。それは大企業が支配する「市場のルール」を全ての人々に"平等に適用する"ことが「公平性」であると主張する。つまり「強者による弱者のルール（支配）」が「社会のルール（規則・きまりごと）」だと主張する。このF.ハイエク（1899—1992年）等が磨き上げた「公平性」の呪術にはひとたびはまるならば、不平等にたいする人間的感受性が奪われて、"弱者の痛み"に対する共感も麻痺し、優生学的思想すらも許容することになるだろう。小泉純一郎や竹中平蔵たちの冷酷さは、そのような"哲学"に根ざすものだらうし、そうだからこそ、最低賃金制や最低保障年金制度はもとより所得再分配政策すらもが「ルール」にそむいた不公平きわまりないものだと言い切ってはばかりないのである。このような非人間的でいかさまの「公平性」の本質を暴露し、これを打ち破るために、基本的人権の理念と規範に立つ「平等と連帶」の思想をいつそう発展させていかなければならないと思う。

（大月書店・2002年8月刊・2400円）
(にしおか ゆきやす・専修大学名誉教授、国民医療研究所副所長)

大木一訓監修、 労働運動総合研究所編 『日本経済の変容と 「構造改革」』 —労働運動からの分析と提言—』 戸木田 嘉久

1.

今日、日本の労働者・国民にとって、最大の切実な課題はなんであろうか。それはひとことでいえば、小泉内閣の「構造改革」と多国籍企業のグローバルなリストラ「合理化」が、日本経済と国民生活の危機をかつてなく深刻化させており、この現状をどう打開していくかということであろう。

「平成不況」の長期化、リストラ・倒産の多発、失業の激増、際限のない不良債権の膨張、中小企業の危機、技術者・熟練労働者集団の分解による技術基盤の解体、企業の統括・管理責任の不透明化、産業と地域経済の空洞化、泥沼の財政危機、サラ金の多重債務と自己破産、中高年自殺、凶暴犯罪と社会不安、少子化社会——。この日本経済と社会生活の破綻状況から、労働者・国民はどう脱け出すのか。

本書『日本経済の変容と「構造改革』は、このような日本経済と国民生活にかんする現状認識のうえに立ち、「はしがき」でその意図したところを次のように述べている。

「なぜこのような事態がひきおこされているのだろうか。小泉『構造改革』の正体は何なのか。それはだれの利益を代表し、実際には何を目的として展開されているものなのかな。」

「本書は、小泉『構造改革』をどう乗り越えていくかを、労働者・国民の立場から全面的に論じようとするものである。今日の『構造改革』の本質、その欠陥や矛盾を明らかにするだけでなく、この政策を推進している勢力やその社会的基盤にまで立ち入って分析をすすめ、それに代わるべき眞の国民的民主的な改革の構想を、現実から出発して考えてみようというものである。」

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

2.

本書の基本的な特質は、今日の日本経済や小泉『構造改革』を論ずる多くの類書とは異なり、このように労働者・国民の立場、「痛み」を強要される立場から、課題に肉迫する姿勢が一貫していることである。しかもユニークな点は、この立場と姿勢が、労働総研に結集した各分野の専門的な研究者と活動家の共同の調査・研究、討論の成果をふまえて、一貫しているということであろう。

本書は、つぎのような構成をとっている。まず「第一章 変容する日本資本主義と今日の『構造改革』」(大木一訓)では、「構造改革」の具体的な分析にさきだち、その背後にいる内外の経済・政治情勢が克明に分析されている。今日の「構造改革」は、最近の日本資本主義とアメリカの世界戦略の変化と結びついた政策である、というわけである。

「第二章 小泉『構造改革』の構造と性格」(天野光則)では、まず小泉「構造改革」の前史、形成と展開過程がくわしく検証される。そして、その検証のなかで小泉「構造改革」の全体的構造と基本的性格が解き明かされている。

「第三章 小泉『構造改革』と国民生活への影響」は、本書の核心である国民生活の視点からする小泉「改革」の全面的な分析である。本章は、「金融問題－不良債権処理を中心」に(今宮謙二)、「財政問題」(岩波一寛)、「今日の日本経済とリストラ」(木地孝之)、「雇用・失業問題」(河村雄二)、「社会保障・社会福祉」(柴田嘉彦)、「小泉『構造改革』のなかの大学」(浜林正夫)と、六つの節からなる。この各分野には、著名なベテランを中心に専門的研究者が配置され、詳細な検討・批判とともに、積極的な政策提起がみられる。

「第四章 国民的共同の要求と政策の検討－国民本位の日本経済改革と政治の民主的転換への提言」(藤吉信博)は、それに先立つ三つの章を包括して、理論的、政策的な整理をこころみたものである。その整理は、表題がしめすように国民的共同の要求と政策の前提条件、国民本位の日本経済改革、国民本位への政治の民主的改革という、三本の柱のもとにすすめられている。私自身、現代資本主義と経済民主主義の問題、日本の経済と政治の民主的再生・改革

の問題は、労働運動の視点から長くとりくんできたテーマである。したがって、本章の藤吉論文には、格段に共鳴するところがあり、教えられることが多かったことを、ひとこと指摘しておきたい。

「おわりに－労働者・国民の手による新たな運動への展望」(内山昂)は、21世紀における国民的改革を実現していくうえで、不可欠な時代的「展望」を骨太に提示したものである。その展望が、労働運動の当面する前進方向とのかわりで、科学的な分析にもとづく確信をもって提示されている点で、本書の「おわりに」には、看過できない重みがある。

3.

本書が意図したところ、その構成と内容を簡単に紹介してきた。しかし、紹介は十分には意をつくしえないので、しかも、本書には各章各節にわたり多くの重要な論点も提示されている。そこにこそ、集団的な研究労作である本書の魅力と価値もあるわけだが、書評としてここで立ち入っていく余裕はない。したがって、さしあたりここでは、まず本書をつらぬく経済と政治の民主的改革にかかる観点として、とくに教えられたこと、共感をおぼえたことについて、いくつかを指摘しておきたい。

(1) 第一に、日本経済改革の基本的視点として、なによりも労働者・国民の雇用と生活の擁護・安定が基本にすえられていることである。これは、小泉「構造改革」と独占(財界)の不況打開=日本経済「再生」のプログラムが、過剰資本の切り捨て(資本減価)による大量失業の強制、社会保障の削減、大衆課税、インフレ政策など、労働者、国民への犠牲転嫁を基本としていることと、全く相違する。

提案は、労働者・国民としては雇用と生活の破壊にたいして、降りかかる火の粉は断固としてはねかえしながら、政府・財界の「構造改革」にたいして、経済の民主的改革を対置しなければならない、としている。これは、経済闘争と政治闘争の結合、その今日的形態の追求と展開をとおして、資本主義体制のわくの中で、日本の経済と社会の民主的改革をすすめんとするものであって、その意味するところは、深くかつ広い。これは、日本の階級的労働組合運動の基本的姿勢を確定せんとするものであろう。

書評

- (2) 第二に、今日の労働者・国民のおかれている状態の急激な悪化、日本の経済と社会の停滞と混迷の根本原因として、政府・財界の「構造改革」と大リストラの背後に、アメリカの圧力が正当に意識されていることである。この点では、アメリカのグローバル経済戦略、ブッシュの危険な「テロ撲滅戦争」とあわせて、戦後五十余年に及ぶ日米安保条約の存在に言及されていることが重要であろう。
- (3) 第三に、本書では、国民本位による経済と政治の民主的改革を提示するにあたって、上記の二つの論点ともかかわって、日本国憲法の五原則があらためて重視されていることである。憲法五原則（国民民主権と国家主権の重視、恒久平和の原則、基本的人権、議会制民主主義、地方自治の堅持）を、経済と政治の民主的改革の根幹におき、当面の国民的な要求と共同行動の基盤もここに設定しようとする試みは、私にはきわめて重要かつ積極的な問題提起だと思われる。
- (4) 第四に、また本書の総論的な諸章および第四章の「構造改革」の各分野にわたる諸論文をとおして、つぎのような広範な興味あるテーマの追求がみられることがある。今日の長期不況をどう見るか、どう克服するか。金融不安の解消、投機資本の規制をどうすめるか、財政危機の本質、それをどう克服するか。労働者・国民の雇用と生活をいかにまもるか、産業と地域経済の「空洞化」をどう建てなおすか。そのさい、「ルールなき資本主義」が問題にされるが、追求されるべき「働くルール」、「企業の社会的責任」とはなにか。さらには、空前の小泉「大学改革」の意味するものはなにか、など。
- それぞれ独自の興味ある分析と政策課題の提起などがみられる。だが、さらにはこれらの要求と政策課題のつきあわせ、その相互関連の整理が問題になるはずであり、これらはいまだ今後の残された課題であろう。
- (5) 第五に、以上にみる日本の政治的・経済的・政治的再生の追求にあたり、非核・平和にむけての国際協力、とくにアジア諸国との間では、あわせて経済協力政策の問題が提起されていることである。こ

の提起の重要性も、私は再確認させられた。

4.

本書は、労働総研としては、これまでの分野・問題別の研究をこえ、総合的な研究成果として新しい段階的意義をもったものといえよう。また、本書は以上にみるように、すべての先進的な研究者や活動家にたいして、多くの積極的な理論的・政策的課題の提起をふくんでおり、ぜひひろく必読・検討を期待したいものである。

もちろん、本書がめざす労働者・国民を本位とした日本の経済・政治の民主的改革と労働運動という主題は、大きくかつ容易でないテーマである。労働総研としても本書の刊行は、問題接近の土台、出発点がつくられたということであろう。

したがって、総合研究としてさらに深めることが期待される課題もまだ山積している。たとえば、前出した不況と金融不安の克服、国民生活の擁護政策と財政危機の解決など、それぞれ独自の解決プログラムとともに、相互に関連しあう課題をどう整合した政策としてまとめ上げるか、という問題がある。また、当面する産業と地域経済の「空洞化」阻止・再生とともに、エネルギー問題や食糧問題もあわせて、国民経済の再生産構造をどう再構築するかという、国際的な新経済秩序の方向性ともかかわる大きな課題もある。

さらに、日本の経済と政治の民主的改革の方向とあわせて、その実現のために、現実の日本の労働組合運動をどう職場と地域を基礎に、「共同と統一」にむけて再構築していくか、という重要な問題がある。この点についても労働総研には、運動実態の分析をふまえた具体的な方向性の提起が期待されよう。こうした期待にこたえるには、労働総研内のプロジェクトおよび研究部会間の協力関係の強化、課題をめぐる研究者と活動家の共同研究の促進、さらに全労連とのより緊密な協力・共同の関係をつくりだすことが求められよう。

(新日本出版社・2002年7月刊・2600円)
(ときた よしひさ・顧問・立命館大学名誉教授)

新刊紹介

田沼 祥子・田辺 順一著

『いのち抱きしめて』

上田 誠吉

改革への連帯を求めて

原水協の代表理事をながくつとめた法政大学名誉教授の田沼肇が進行性核上性麻痺という難病のために、13年にわたる在宅介護の闘病のうちに、力つきで亡くなったのは2000年8月9のことだった。今年5月、その妻田沼祥子は写真家田辺順一との共著『いのち抱きしめて』を上梓した。この本は、まず42葉にのぼる田辺撮影の写真が田沼夫妻とその支援者たちの努力のあとを描きだしている。

食事をたのしみ、音楽に耳をかたむける田沼の表情、陽を浴びて公園を行く車椅子の散歩、裁判所の玄関前で傍聴の看護学生の少女たちの微笑みにつづまれた田沼夫妻など、多面的なくらしの諸相が写されている。ついで田沼祥子の「いのち抱きしめて」の記録、それは昼夜の生活から医療と介護と福祉と裁判の現状と問題点に及ぶ。その批判と改革を志向する眼はきびしいが、同時に周囲への感謝と慎みの心が感得される。最後に主治医岩田誠と橋本進が寄稿して著者二人の視野を広げている。

岩田医師によると、進行性核上性麻痺という疾患は、医学界で認識されるようになってからまだ30年しか経っていない「歴史の浅い病気」で、わが国での患者数は約3500人である。そして「いまだ原因についても、治療法についてもまったく判らないことばかりで」、「多くの患者さんは6～7年の経過で亡くなってしまわれる」。田沼が発症以来、13年にわたってこの病と闘い抜いたのは、希有のことだった。この増悪の異例の緩徐さは、田沼が祥子夫人を中心とする最良の介護のもとで、最大の闘病生活のエネルギーを發揮したからである。治療の方法の判らな

い状況のもとで、介護が唯一の、そして最良の医療であったのだ。岩田医師はそのように証言をしてくれたのだが、この指摘は医療と介護についての根本的な問題を明らかにしていた。

田沼は1994年に東京都が重度心身障害者手当の支給申請を却下したことに対し、異議を申し立て、更に都がこれを却下したことに対して行政訴訟を提起し、最高裁まで争った。

最高裁が2000年3月に田沼の上告を棄却したあと、5月に危篤となり、8月9日に永眠した。この一審判決は、「地方公共団体において、いかなる要件のもとにいかなる福祉措置を講ずるかは、財政事情を含む当該地方公共団体の諸事情の下において決定されるべき政策問題というべきであり」として、都の主張を支持した。ここでも福祉と政策をめぐる根本が問われていたのである。

田沼の旧友O教授は本書について、「これは闘病記に非ず、いのちを共に歓ぶの記なり」という感想を寄せられた。わたくしもまったく同感である。田沼夫妻の高い心事と強靭な意志と、そして深い愛情が、微笑をうかべながら、改革への連帯を求めて、この本に結晶したのだ。(2002年8月9日記)

(日本評論社・2002年5月刊・1900円+税)

(うえだ せいきち・労働総研理事・弁護士)

脇田 滋著

『派遣・契約社員 働き方のルール』

内山 昂

著者の脇田滋氏は、龍谷大学法学部教授である。専門は労働法、社会保障を担当されている。研究者としての業績は優れた実績をお持ちであるが、同時にこの著書の冒頭でも紹介されるとおり1980年代以降非正規職員の広がりとともに民主法律協会派遣労働研究会に参加し、1996年に「派遣労働者の悩み110番」を開設しその相談件数は3000件を超えていた。つまり研究者であるとともに優れた運動の実践家でもある。

構成は6章からなり、その章の構成は「基礎知識」と具体的質問1～30間に答えていた。つまり基礎的理論問題と現実的課題に回答を与えている。内容的に

新刊紹介

は「労働者派遣法と派遣という働き方」「派遣社員の契約をめぐる問題」「派遣社員の就労をめぐる問題」「契約社員という働き方」「契約社員の就労をめぐる法律問題」「派遣・契約社員の権利を守る」からなっている。

第1章では、「労働者派遣法と派遣という働き方」について四項にわたって、その基礎的知識・理論が明らかにされ、設問に対する実践的回答として6問、「派遣社員と正社員」「常用型派遣と登録型派遣」「業務請負と労働者派遣」「違法派遣類型」「二重派遣」「派遣元と派遣先の責任」が。

第2章は、「派遣社員の契約をめぐる問題」での基礎知識では六項「労働条件と就業条件の明示」「1年ルールと派遣先への直接雇用」「社会・労働保険」などについて、回答としては6問で「派遣契約の中途解約」「派遣法改正とクーリング期間」「派遣社員と社会保険」「派遣社員と雇用保険」「派遣社員と税金」等が。

第3章としては、「派遣社員の就労をめぐる問題」で、基礎知識としては「労働基準法の適用」「安全衛生・職場環境」「セクハラ防止・出産と育児」で、質問については「労時間と残業」「有給休暇」「派遣社員とセクハラ」「労災事故」「労災補償」が明らかにされている。

第4章は、「契約社員という働き方」について、基礎知識としては「契約社員とは」「契約労働と個人請負」「社会・労働保険」等、具体的な設問には「契約社員と正社員の違い」「雇用期間満了と解雇」「均等待遇と労働法令」「契約社員と社会保険加入」についてふれられている。

第5章は、「契約社員の就労をめぐる法律問題」で、基礎知識としては「契約社員と賃金・労働時間・休日・休暇」「契約社員と就業規則」「契約社員と女性・母性保護」からなり具体的な質問にも回答している。

第六章は、終章である。以上をおさえたうえで、いかに要求を前進させるかについてふれている「派遣・契約社員の権利を守る」がそれである。基礎知識として「権利を守る手続きと方法」「労働組合の組織と加入」として派遣先責任の追及、「正社員の組合としての課題」「行政機関の種類と活用法」が明らかにされている。

著者は、終章の中で次のように触れている。「日本の職場の状況は異常である。リストラ・解雇・失業の拡大のなかで、長時間・過密労働、サービス残業から、単身赴任、ストレス、過労死、過労自殺に至るまで、生命・健康を含めて労働者の職場における基本的人権が侵害されている。今の日本ほど、労働者が人間らしく働けるルールが求められているときはない。」「労働法は、むしろ『職場の常識に反する非常識なもの』と受け止められ」ているようであるとしている。本来資本主義社会にあって「労働法は使用者に対して弱い立場にある労働者を保護するために、使用者と労働者の間の契約（労働契約）に対して強い規制を及ぼすことになったわけである。労働者は、自分で署名した契約を破つても何ら非難される事はない。」「これは国の最高法規である憲法の認める原理（27条、28条）にまでなっている。要するに、労働法は『契約守るべし』という常識を大きく修正し、『労働法に従った契約を守るべし』を新たな常識としたのである。」これが近代社会における通念であり常識だと明らかにしているのである。

たしかに非正規労働者の権利と利益を守り拡大するには、社会的な力がいる。それを結集するうえで本著書は労働者に活用されて力となりうるであろう。

リストラに苦しみ闘う労働者にとって、理論的、実践書として提起されている。

(旬報社・2002年4月刊・1600円+税)

(うちやま たかし・労働総研理事)

福島久一編

『中小企業政策の国際比較』

大林 弘道

本書は「経済のグローバル化」と「世界の中小企業」という視点から①中小企業政策の国際比較のための分析方法と比較基準の検討、②各国の中小企業政策の特殊性と共通性の分析、③中小企業政策の「世界化」の探求、④日本の今後の中小企業政策の方向の究明という四つの課題に取り組んでいる。編者の福島久一氏がまず序章で「中小企業政策の国際比較－分析方法と比較基準をめぐって－」を論じ、その上で、福島氏も含めた9名の研究者がそれぞれ、ベ

労働総研クオータリーNo.48(2002年秋季号)

トナム、マレーシア、台湾、中国、オーストラリア、イギリス、イタリア、ドイツ、日本の中小企業政策について検討を加えている。

福島久一氏は、序章で、経済のグローバル化と情報・通信技術の急速な進展による「資本と生産の世界的集積」が「現段階の中小企業の新たなグローバル構造問題」を醸成し、世界的視点での中小企業政策、すなわち、「一国経済単位を越えて複数国での政策理念の共有化（広域的地域中小企業政策）」「世界的レベルでの理念の普遍化（政策の世界共通化）」を要請していることを主張している。同時に、そのような問題への各国の中小企業政策の比較という課題の解明を通じて今日の日本の中小企業問題の解決への教訓・示唆を獲得することの重要性を強調している。また、その際、中小企業の存在意義と期待される役割を「独占に対抗する競争者」「競争の担い手として経済民主主義の形成者」として位置づけている。

国際比較における、このような方法と観点を各国の中小企業政策に厳格に適用して分析することは容易なことではないし、ひとりの研究者が多数の国の中小企業政策を考察することは困難なことである。そうした研究は、本書のような集団研究において初めて成しうる課題であり、本書はこうした野心的な努力の成果であり、その意味で貴重である。

また、各国の中小企業政策の研究は広く待ち望まれていた。とくにアジア諸国のそれの解明の必要性は中小企業経営においても緊急を要している。そして、本書のそれぞれの章における分析も興味深く、それらの成果も多様であるが、それらからの日本の中小企業政策への教訓・示唆の獲得は本書ではなお読者に委ねられている。とはいえ、中小企業政策の国際比較という課題に対しては今後さらに著者らの共同研究に期待されるものが大きいと思われる。

（新評論・2002年4月刊・3000円+税）

全労連・労働総研国際労働研究部会 公開研究会のお知らせ

大企業が強行する大量首切り・人ベラし・リストラ「合理化」によって、史上最悪の失業者・失業率と雇用不安がかつてなく強まる中で、パート・派遣など、不安定で無権利状態にある労働者が労働者全体の3割以上に増大し、労働組合運動に新たな課題を提起しています。

全労連・労働総研国際労働研究部会との共催で、諸外国、とくにヨーロッパにおける不安定就労の実態と保護の現状を、参加者と共に検討することによって、日本の労働組合運動が解決すべき問題点を探ることを目的に、以下の要領で公開研究会を開催します。

この問題に興味をもたれる個人会員、団体会員（労働組合）等の関係者の積極的な参加を期待しています。

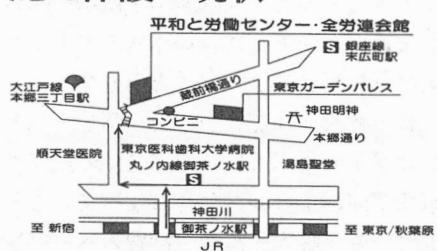
テーマ：海外における不安定就労の実態と保護の現状

日 時：2002年11月14日（木）午後6時から

場 所：全労連会館3階全労連会議室

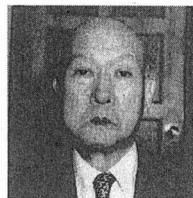
運 営：研究部会メンバーによる報告と

参加者による討論



藤本武先生を偲んで

近松 順一



労働運動総合研究所設立発起人、労働総研理事、労働科学研究所客員所員、元日本女子大教授、日本学術会議会員、『国際比較 日本の労働条件』（新日本出版社、84年）で第11回野呂栄太郎賞を受賞。

6月9日、藤本先生が難治性肝炎のため90歳で亡くなつた。私は1962年、32歳で労働科学研究所に入所した。先生は50歳、私の部長だった。労研には8年間いたが、心では仕様がない奴と思われていただろうが、注意を受けたのは1回だけであった。私が子供を保育所に連れて行くので、出勤が遅くなつたからだ。先生も産別会議時代、昼間度々労研から抜け出し批判的空気が所内に出たという。そうならないため、私のことを思つての注意だったのである。先生は私にも「さん」付けで呼ばれ、いつも温厚だけどもエネルギーに満ちていた。

先生最後の単行本は『イギリス貧困史』であった。発行は2000年9月20日である。先生は1912年2月29日生まれだから、原稿を書き終えたのは88歳である。その後、フランス貧困史を書く計画を持っていた。藤本文庫として労研に寄贈された書籍の中に、フランス貧困史関係の洋書が多く残されていた。先生の飽くなき学問への意欲を象徴している。

先生は『アメリカ資本主義貧困史』、『イギリス貧困史』を資本主義の発展との関係で分析している。こういう視点での日本貧困史が我々研究者に課題として残されている。

私が労研にいる間、藤本式最低生活費について、電話でしおりゅう問い合わせがあり、応対が大変であった。裁判所から離婚の際の児童の扶養費の算出のためというものもあった。藤本式最低生活費は2つの線を出している。一方では賃金要求の基礎となつた。朝日訴訟の原告主任弁護士新井章氏は、藤本先生の証言が第一審訴訟勝因の1つの原動力になっていると述べられている。藤本式最低生活費のヘモグロビン

や知能指数は現代の日本ではそのまま使えないが、現代の自然科学は最低生活費の測定に自然科学的側面から応用できるという医学学者もいる。

私は現段階の日本の生活構造の中から最低生活費の水準を、学問的に析出できるはずと考えている。それは日本の労働者階級、国民の多くが納得し、支持できるものである。その水準は資本家階級や國も、心の奥底では認めざるを得なくなっていく筈のものである。

藤本先生の『最低賃金制度の研究』(65年)は、「わが国における最低賃金制度研究の最高峰」であり、「業者間協定の分析は鋭く著者によって初めてそれが『ニセ最低賃金制』であると令名された」(牧野富夫)のである。この研究を基礎に67年岩波新書『最低賃金制』が出版された。

日本の労働者階級も「ニセ最低賃金制度」ときびしく批判し、全国一律最低賃金制を要求しながら、最賃ストなどをたたかい、68年政府は「業者間協定方式」を廃止せざるを得なかつた。その後最低賃金制度をめぐる研究も進められたが、労働運動の面でも、85年、建設一般全日自労石川県本部が取り組んだ「最低賃金生活体験」はその後全国に広がり、全労連、全労連・全国一般、JMIU、建交労、京都総評などの注目すべき事例が産み出されている。全労連も今年の春闘で全国一律最低賃金闘争をめざし地域最低賃金の底上げのために月額15万円、日額7400円、時給1000円を呼びかけている。亡くなった藤本先生も小泉「構造改革」に立ち向うためにももっと最低賃金闘争が盛り上がることを期待している事だろう。

(ちかまつ じゅんいち・会員・茨城大学名誉教授)

編集後記

前国会で成立させることを押しとどめた有事立法などが臨時国会にかけられようとしているが、アメリカの戦争がイラクを次の標的として国際世論を押し切って強行されようとしているとき、政府筋はこれにも参戦する態勢を造ろうとしている。とめどなく戦争する国づくりの実体を先行させながら、有事立法から憲法改悪にまでおよぶ戦略が推進されている。アメリカ超帝国主義による戦争地獄まで追随しわが国を従属的な軍事帝国主義国家に変える道を阻み、平和と民主主義の日本に変えるために、いまこそ力をあわせるときである。本誌も労働運動と手をつないでそれに貢献したいものである。

(Y.A.)

「労働総研クオータリー」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。
FAX・郵送・Eメールいずれでも結構です。

《送り先》労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403
電話 03(3940)0523
FAX 03(5567)2968
E-mail : rodo-soken@nifty.ne.jp

季刊 労働総研クオータリー №48 (2002年秋季号)
2002年10月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03(3940)0523
ユニオンコーポ403 FAX 03(5567)2968
<http://www.iijnet.or.jp/c-pro/soken/>

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 價 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.48 Autumn Issue

Contents

- * **Bankruptcy of Today's Speculative Society** Kenji IMAMIYA
- * **Germany's Movement for the Revision of Labor Agreement in 2002 Characterized by Intense Confrontation** Haruya SHIMAZAKI
- * **New "Three Axels" of Zenroren Movement** Mitsuo BANNAI

Special Articles : Japan's Technical and Vocational Education and Job Training

- * Change in Characteristic of Japan's Job Training and Its Nature Shoho YAMAZAKI
- * Economic Strategy and Human Resource Development Shin'ichi TAKEUCHI
- * Actual Situation and Tasks of Vocational Education in High Schools Mantaro HAYASHI

Information at Home and Abroad

- * The Health Enhancement Law and Trivialization of WHO Policy Shugetsu HINO
- * Bush's War and Trade Unions in U.S. Norio OKADA

Book Review :

- * "Structural Reform of Social Security," compiled by Rodo-Soken, under the general editorship of Yoichi AIZAWA Yukiyasu NISHIOKA
- * "Change in Japan's Economy and 'Structural Reform' - Analysis and Proposals from the Labor Movement," compiled by Rodo-Soken, under the general editorship of Kazunori OHKI Yoshihisa TOKITA

Introduction of New Publications :

- * "Embracing Life," by Shoko TANUMA, Junichi TANABE Seikichi UEDA
- * "Work Rules for Dispatched and Contracted Employees" by Shigeru WAKITA Takashi UCHIYAMA
- * "International comparison of small and medium enterprise policy" by Hisakazu FUKUSHIMA Hiromichi OHBAYASHI

In Memory of Dr. Takeshi FUJIMOTO

Jun'ichi CHIKAMATSU

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)

Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023

Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クオータリーNo48 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)